

「滋賀県分収造林事業あり方検討会」 としての議論のとりまとめ

令和 7 (2025) 年 10 月

滋賀県分収造林事業あり方検討会

「滋賀県分収造林事業あり方検討会」としての議論のとりまとめ 目次

はじめに	1
論点 1 分収造林事業のあり方	2
論点 2 公社林整備のあり方	3
論点 3 債務整理の考え方	4
論点 4 公社組織のあり方	5
おわりに	6

【滋賀県分収造林事業あり方検討委員（50 音順）】

【検討会開催スケジュール】

【滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱】

（付属資料）

第 1 回滋賀県分収造林事業あり方検討会資料

第 2 回滋賀県分収造林事業あり方検討会資料

第 3 回滋賀県分収造林事業あり方検討会資料

第 4 回滋賀県分収造林事業あり方検討会資料

第 5 回滋賀県分収造林事業あり方検討会資料

＜はじめに＞

分収造林事業は、戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処すべく、昭和 33(1958)年に制定された分収造林特別措置法に基づき、木材資源の充実と森林の有する公益的機能の維持増進を目的に、土地所有者から借り受けた土地に造林者が費用負担者となり造林を行い、将来生長した木材を伐採したときに、造林者と土地所有者が伐採に伴う収益を分収する仕組みの事業である。

滋賀県では、社団法人滋賀県造林公社が昭和 40(1965)年に、また財団法人びわ湖造林公社が昭和 49(1974)年に設立された。土地所有者個人による森林整備が進みにくい奥地等の条件不利地において、分収造林方式による造林・保育事業が進められてきたが、林業の採算性の低下により債務弁済が行き詰まり、両公社は平成 19(2007)年に特定調停を申し立て、平成 23(2011)年に滋賀県と下流団体が約 956 億円の債権放棄を行うことで経営再建を果たした。両公社は、平成 24(2012)年に合併し、平成 25(2013)年には現在の一般社団法人滋賀県造林公社（以下、「公社」という。）となった。

公社による造林・保育事業は、山村地域における就労の場の確保、水源涵養や土砂流出防止等の森林の公益的機能の発揮のほか、原木を安定的に供給する役割などにも大きく貢献してきた。他方、木材価格の長期的下落・低迷があり、特に近年における事業コストの増高なども相まって、公社経営を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。

このような状況の中、滋賀県では、航空レーザ計測による森林解析の結果や、包括外部監査における「長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬」、「長期収支見通しにおける将来的な回収額の大幅な下方修正の必要性」といった指摘を踏まえ、公社の行う分収造林事業のあり方を検討するため、令和 6(2024)年 9 月に、「滋賀県分収造林事業あり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置した。

検討会では、分収造林事業のあり方、公社林整備のあり方、債務整理の考え方、公社組織のあり方の 4 つの論点から、公社の行う分収造林事業について様々な視点から議論を行ってきた。

今般、検討会における延べ 5 回にわたる議論、検討を経て、「公社の行う分収造林事業の今後のあり方」に関する検討会としての議論を委員全員が一致してとりまとめたので、ここに報告するものである。

論点 1 分収造林事業のあり方

<議論のとりまとめ結果>

事務局が試算した今後の債務弁済見通しでは、分収造林事業を継続したとしても 188 億円の債務総額に対して、概算で約 20 億円の債務弁済となっており、その債務弁済を得るためには、滋賀県に約 90 億円の費用負担が生じる状況が明らかになった。そのため、特定調停で定めた伐採収益を原資に債務を弁済するスキームは、破綻状態に陥っていると認められる。

分収造林事業は、超長期にわたる契約に基づく事業であり、変動要素が多く、将来に経営が改善される可能性は全くはない。しかし、令和 5 年の包括外部監査で「楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべき」と指摘されていることを踏まえれば、現時点において事業のあり方を抜本的に見直すことが望ましいと考えられる。

そのため、5 年～10 年程度をかけてソフトランディングを図りつつ、中長期的に分収造林事業の収束を図っていただきたい。

<議論の経過>

まず、公社経営を続けたとしても全額の債務弁済ができないという経営の見通しを前提に、分収造林事業をどうするべきかを検討会で議論したところ、「何らかの形でやめざるを得ないが、公社の役割全てを行政で引き受けることは難しい」という意見や、「これまで採算林と不採算林を同時に取り扱ってきたことが公社に関する色々な判断を歪ませてきた一つの要因と考えれば、今後の役割は、採算林の経営か不採算林の管理か、どちらかに特化していくべきではないか」という意見が出た。

そこで、検討会ではまず公社の役割を採算林の経営に特化することについて検討を行った。分収造林事業を継続し、採算林事業地で公社が皆伐再造林を行う可能性について議論を行ったところ、委員からは、「特定調停の際に、下流団体が多額の債権放棄に同意したのは、琵琶湖の水源林における公益的機能を守っていくという約束があったからであり、滋賀県として、社会や下流団体への説明責任を考えた際に、公社が皆伐を行うという判断には慎重になるべきではないか」との意見があった。

次に、公社を存続させることを前提として、役割を不採算林に特化することについて検討を行った。委員からは、「公社の長期経営計画が実現不可能な計画であるという前提に立ったときに、長期経営計画を現実的に達成可能な計画値に下方修正をしてでも事業を継続できるだけの経営力が公社組織に残っているのか」という公社経営の継続性を疑問視する意見があった。もちろん、公社による事業の継続が理想ではあるが、多くの委員からは、「現実的には公社経営を諦め、長期経営計画を廃止し、不採算林の公益的機能の持続的発揮に特化していく方向性で分収造林事業の収束を図るべき」との意見が出た。

一方で、事業の収束を図るためには、公社が森林所有者と締結する分収造林契約の解除が必要不可欠となる。「契約者の意向を十分に踏まえた丁寧な説明と法的スキームの整理が必要」との意見もあった。

検討会としては、こうした議論から、公社経営を継続して分収造林事業を行うことは諦め、分収造林事業の収束を図るべきであり、その方向でとりまとめることとした。

論点２ 公社林整備のあり方

<議論のとりまとめ結果>

公社林を採算林と不採算林に区分した上で、採算林については、土地所有者の意向を確認しつつ分収造林契約を解除して私有林に戻すこと、その上で民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる。

不採算林については、分収造林契約を解除すると一旦は私有林に戻ることになるが、それは森林経営管理法に基づく市町の責務に委ねることになるため、これまでの経緯を踏まえると適切ではないと考える。今後も、公社林に対する責任を滋賀県が果たしていくことが望ましく、地域社会や下流自治体に対して琵琶湖の水源涵養を滋賀県として守っていくことを明確に説明することが必要になっている。また、人口減少時代を踏まえた森林の所有権のあり方に係る問題に対して解決策を見出すためにも、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めていただきたい。

その上で、公的に管理する森林については、将来にわたり持続的な森林管理を実現するためにも、不採算林に対する県の森林整備方針を策定し、県が主体となる前提で、実現可能な範囲内で市町との連携を図る必要がある。具体的な連携のあり方については、引き続き滋賀県と市町において協議を進めていただきたい。

<議論の経過>

まず、分収造林事業の収束を図るため採算林と不採算林に区分することを念頭におき、事業収束後の公社林整備のあり方について議論を行った。

採算林については、分収造林契約の解除により私有林として土地所有者へ返還される。そして、土地所有者が民間事業者と連携して、積極的に林業経営を行うことが望まれるという見解で全委員が一致した。

不採算林については、人口減少や林業採算性の低下により森林所有者の森林への関心が低下している中で、今後も安定的に琵琶湖の水源地として管理していくためには、行政が主導的な役割を担うべきという見解で全委員が一致した。一方で、その管理主体が森林経営管理法に基づく市町の責務に委ねる「県と市町の連携」なのか、公社林に対する施策責任を前提とする「県単独」なのか、双方の意見が出された。

これに対して、複数の委員から「森林経営管理法は、森林所有者が自分で管理できない森林を集積し、効率的に市町で管理しようという趣旨の法律であり、現に滋賀県が造林公社という施策で管理している森林に対しては、法を適用すべきではない」という意見があった。そこで、森林経営管理法に基づく市町の責務について議論を行った。その結果、もし現公社林に対して分収造林契約を解除し、私有林に戻ったとしても、市町の責務に委ねるべきではないという見解で委員全員が一致した。

一方で、委員の中からは「公社林が私有林に戻ることによる森林環境譲与税増額分の取り扱いが不明確」という意見や、「首長会議での議論では県の責任の範囲の考え方が決まっていない」という意見など、県と市町の連携について議論の余地がまだ残っているという指摘がなされた。

また、全国に比べ国有林が少なく私有林が多いという滋賀県の特徴事情や、人口減少に伴い森林の管理が十分にできない事情を抱える所有者による相続放棄が相次いでいることなど、「所有者管理を前提

とするこれまでの森林管理の考え方を見直し、30年～50年先を見据え、将来的にみんなで森林に関われるような状態を目指すためにも、森林を公的に管理すべき」との意見が出された。

検討会としては、こうした議論から、公社の不採算林については県の責任を明確化するとともに、県有林化などの公的管理により人口減少時代にふさわしい森林管理の考え方に見直していくことが必要という結論に達した。そして、県が主体となり、不採算林を琵琶湖の水源林として持続的に保全していくために、公共事業としてどのような森づくりを進めていくのかという方針や、施業指針を策定し、実現可能な範囲で県と市町が連携して森林の管理を行っていくべきという方向性でとりまとめることとした。

論点3 債務整理の考え方

＜議論のとりまとめ結果＞

分収造林事業の収束を図るにあたっては、平成23(2011)年の特定調停成立時に続き、再度の債務整理が必要不可欠となる。これまでに林業公社を解散してきた他府県では、「第三セクター等改革推進債」を活用して債務整理を行ってきたが、現在は制度の期限が切れており活用できない。

公社には森林資産以外に目立った資産はなく、その森林資産も大半が不採算林で財産的価値が乏しいことや、特定調停において滋賀県と兵庫県が保有する債権に対する債務保証が行われていないことを勘案すれば、債権者が債権の全額を放棄せざるを得ないのではないかと考える。

ただし、滋賀県と兵庫県は置かれている立場が異なるため、兵庫県が保有する債権については、過去に行われた債務整理手法との公平性や整合性に配慮しつつ、現実的に解決可能なスキームを当事者間の任意協議により模索していただきたい。

＜議論の経過＞

まず、分収造林事業の収束を図る上で、債務整理は必須であることを前提として、事業収束にあたっての債務整理の考え方について議論を行った。

委員からは、「最終的に債務が残ってしまうと公社は破産するほかに選択肢がない」という意見や、「破産という選択肢は穏便ではないので避けた方が良い」との意見があった。検討会としては、公社の経営見通しや多くの不採算林を抱える資産状況、特定調停において債権に対する債務保証ができていないという事情を勘案して、債権者が債権の全額を放棄せざるを得ないという見解で全委員が一致した。

しかし、委員の中からは「債権者のうち、兵庫県は公社の設置者であり、施策責任者である滋賀県とは立場が異なるのではないか」との意見もあった。平成23(2011)年に成立した特定調停では、ほとんどの下流団体が公社からの撤退を選択した中で、唯一公社の経営に関与し続けることを兵庫県自身が選択されたという事情がある。検討会としては、債務整理の過程の中で特定調停時に行われた債務整理手法との整合性や、既に公社から撤退された下流団体との公平性に配慮が必要ではあるが、現実的に解決可能なスキームを模索するべきという方向性でとりまとめることとした。

なお、検討会では、仮に債権放棄をしたとしても、公社の果たしてきた役割を踏まえれば、十分な環境投資だったと評価できるのではないかという議論もあった。また、複数の委員から、「県民1人あたり約1万3,000円の負担増となる責任を滋賀県に指摘しておくべき」という意見や、「借金で造林を行

う分収造林というスキームについては経営失敗という評価になるので、滋賀県には言い訳をするのではなく真摯に反省してほしい」との意見があった。

一方で、「今回の債務問題は、70年～80年前の人達が高度経済成長を背景に、長期的な視点に立たず借金で造林を始めたことが原因であり、国の政策に基づき県が実行したという事情もある。本当に将来を見据えた政策だったのか疑問が残る」という意見や、「過去の特定制の成立で下流団体との問題は解決できたが、一切交渉に応じなかった日本政策金融公庫との問題は今でも残っている」との意見もあった。

論点4 公社組織のあり方

<議論のとりまとめ結果>

公社は、滋賀県の森林行政の発展に大きな功績を残してきたが、今般、再び債務問題が顕在化している。再度の債務整理を行うにあたり、現在の公社組織については、県が始めた造林公社による分収造林事業の結果責任や経営結果に対するけじめをつける意味において解散することが望まれる。

ただし、今後は、公的な森林を管理するための主体が必要となる。その主体を滋賀県の内部組織とするのか、新たな外部団体を作るのかについては、引き続き、滋賀県で検討していただきたい。

<議論の経過>

まず、分収造林事業の収束を前提として、公社組織の存廃について議論を行った。

委員からは、「現在の状況で公社が存続し続けるのは不可能だ」という意見や、「公社存続により将来に同様の問題を生じさせるリスクが残る」という意見、「県が公社経営をモニタリング、コントロールしきれなかった」という意見など、これまでの経過を重く捉える指摘が多くあり、公社解散を意識した意見が検討会としての主流であった。

一方で、「今後の役割を不採算林の管理に限定することを前提にした上で、公益的機能を担う組織が必要」という意見や、「森林経営管理制度に対する市町の負担がある中で、公社を解散し、公社林を所有者にリリースすることが時代の流れに沿っているのか」という意見、「森林を管理できない、相续できない事情を抱える土地所有者が増えている現状においては、公有林化を進めるための組織が必要」という意見など、今後の公社林整備を担うべき後継体制整備への意見も多く出た。

そこで、検討会では、現在の経営を清算する前提で、公社にこうした公的な役割を与え存続させることが可能なのか、議論を行った。

委員からは、「技術的な問題として公社保有債務を整理するためには公社解散が必要」という意見や、「一旦は、現在の公社の経営状況に対するけじめをつけるためにも解散すべき」との意見が多くあり、現在の公社組織は解散すべきであるとの方向性で、委員全員の見解が一致した。合わせて、解散後には、公的に森林を管理していくための専門の体制が必要になるとの方向性も出され、委員全員の意見が一致した。

検討会としては、こうした議論から、公社組織は結果責任に対するけじめをつけるためにも解散すべきであるが、解散後において必要となる公的な森林を管理するための後継組織については、引き続き滋賀県が検討すべきであるという方向性でとりまとめることとした。

＜おわりに＞

本検討会では、分収造林事業を取り巻く現状分析と課題把握、そして長期経営計画について検証および評価を行い、事業のあり方と事業収束後の公社林整備のあり方について、議論を交わしてとりまとめを行った。

各委員からはそれぞれの専門性に基づく様々な意見が出され、それに基づいて多様な可能性について検討を行った。そして、分収造林事業の収束、公社の解散、債権放棄の方向性で検討いただきたいというとりまとめをすることとなった。これは、長期的な視点をもった検討結果であると同時に、県の政策にはこれまでとは違う大きな現状変更が伴うこととなる。県に対しては、反省すべきは反省し、見直すべきは見直すことを求めたい。

検討会としては、議論が十分に煮詰められなかった点もあった。これは、検討が不十分ということではなく、将来に向けて多くの可能性が残されており、選択肢がたくさんあるということだと考えている。

今後、滋賀県と公社が検討会での議論のとりまとめ結果を踏まえつつ、事業収束と琵琶湖の保全に向けた公益的機能が持続的に発揮される森林整備の両立を目指し、契約者、地域住民、林業事業者、市町および県議会等広く関係者を交え、多様な視点から適宜活発な議論が行われ、新しい時代にふさわしい滋賀県としての方針が定められることを大いに期待する。

[分収造林事業あり方検討会委員（50 音順）] ◎：会長

浅 見 宣 義	長浜市長
泉 桂 子	岩手県立大学総合政策学部 教授
北 克 憲	公認会計士
久 保 久 良	多賀町長
◎立 花 敏	京都大学大学院 教授
土 井 裕 明	弁護士
新 永 智 士	株式会社鹿児島総合研究所 代表取締役社長
家 森 茂 樹	滋賀県森林組合 代表理事組合長

[検討会開催スケジュール]

第1回検討会（令和6年(2024年)9月13日）

- ・長期収支見通しについて

第2回検討会（令和6年(2024年)11月8日）

- ・長期経営計画の検証と評価について

第3回検討会（令和7年(2025年)2月20日）

- ・今後の方向性について

第4回検討会（令和7年(2025年)5月13日）

- ・分収造林事業のあり方の方針案について

第5回検討会（令和7年(2025年)9月1日）

- ・分収造林事業あり方検討のとりまとめ

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

（設置）

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- （1）公社の長期収支見通し
- （2）長期経営計画の検証と評価
- （3）分収造林事業のあり方
- （4）公社経営のあり方
- （5）その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

（委員）

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 1 回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	欠 席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	欠 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	出 席
新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所代表取締役社長	欠 席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出 席

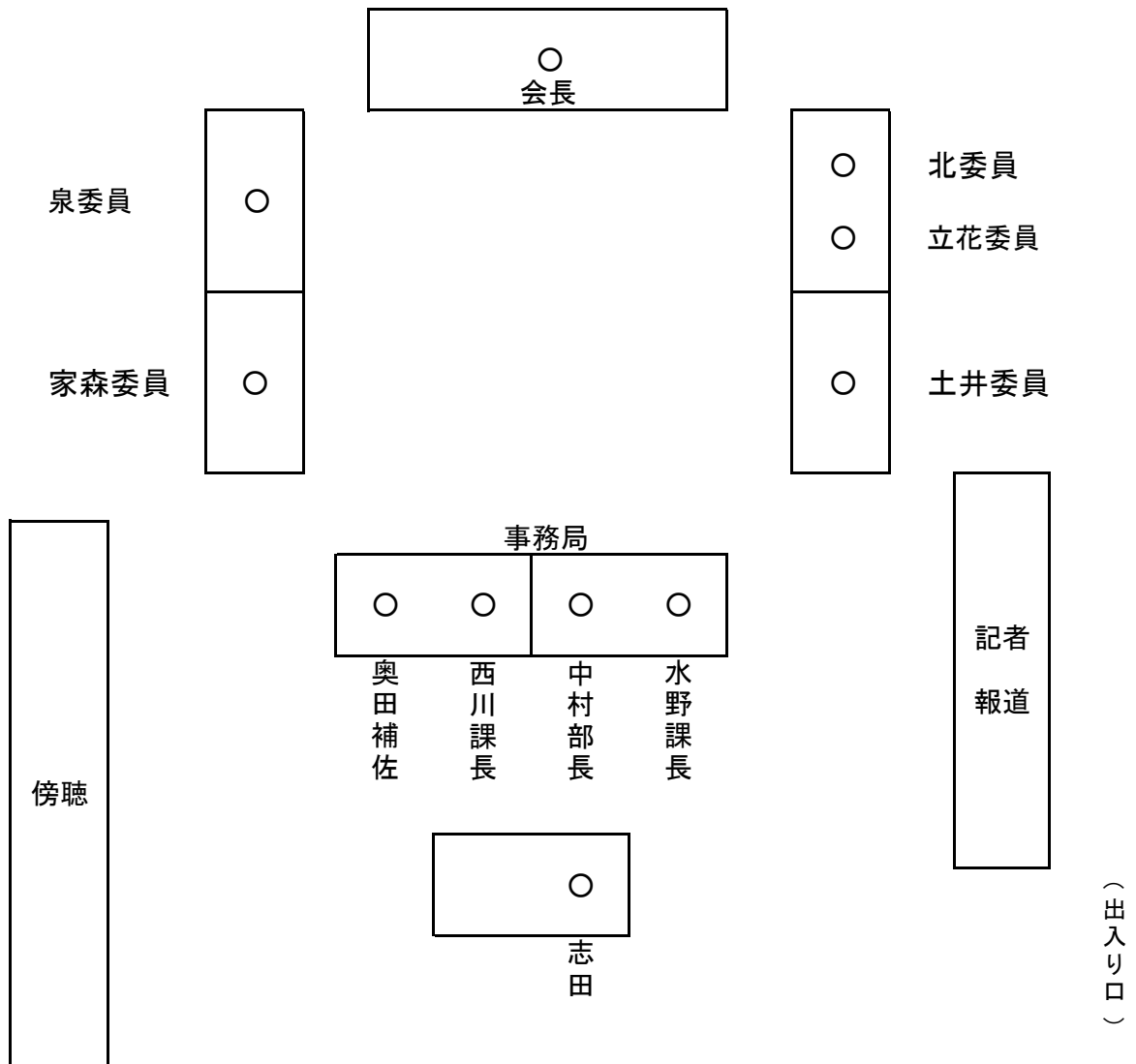
2. 事務局

氏名	主な役職
中村 達也	滋賀県琵琶湖環境部長
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

資料2

第1回分収造林事業あり方検討会 座席表

県庁北新館5-B



滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 1 回

滋賀県分収造林事業 あり方検討会

琵琶湖環境部
森林政策課



目次

contents

1.	あり方検討会の概要	1
2.	造林公社の概要	4
3.	造林公社の歴史	5
4.	造林公社の経営状況	6
5.	長期収支見通し	11
6.	長期経営計画との乖離要因	14
7.	今後の検討の方向性	16

➤ 包括外部監査による指摘事項

○県が昨年度受検した包括外部監査において、公社の経営問題に対して、2点の重大な指摘事項

指摘事項①

長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

(包括外部監査報告書抜粋)

指摘事項②

将来的な債権回収額の大幅な下方修正の必要性

上述した問題点を踏まえて、監査人が長期収支見通しを一部修正した（但し、インフレ率、現状回復費用については、一旦考慮外としている）。修正後の債権回収額（令和5年度以降の弁済見通し）は約18億円～31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引（Jクレジット）の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったポジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

(包括外部監査報告書抜粋)

「滋賀県分収造林事業あり方検討会」を設置し、
造林公社のあり方を抜本的に見直すことを決断

➤ 滋賀県分収造林事業あり方検討会

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱 抜粋

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

委員

氏名	主な役職	氏名	主な役職
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所代表取締役社長
泉 桂子	岩手県立大学総合政策学部教授	土井 裕明	弁護士
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	浅見 宣義	長浜市長
北 克憲	公認会計士	久保 久良	多賀町長

➤ 検討スケジュール

○全5回（今年度3回、来年度2回）開催を予定

01 R 6. 9

長期収支公表

公社の概要・歴史
長期収支見通し
他県公社の状況



02 R 6. 11頃

長期経営計画 検証と評価



03 R 7. 2頃

あり方の方向性

公社の状況を踏まえ
た公社経営の方向性
を検討



04 R 7. 6頃
分収造林事業
のあり方

今後の分収造林事
業のあり方検討



05 R 7. 8頃
公社経営の
あり方

今後の公社経営の
あり方検討



※ 適宜、市町等へ協議・説明

概要

社名 一般社団法人滋賀県造林公社

事業内容 分収造林事業
林業労働力確保事業

設立 昭和40年
(昭和48年に設立されたびわ湖造林公社
を平成24年に吸収合併し、平成25年に
一般社団法人化)

理事長 三日月 大造 (滋賀県知事)

一般正味財産 125,017,298円 (R5末現在)

社員 滋賀県、兵庫県、県内13市町、
滋賀県森林組合連合会

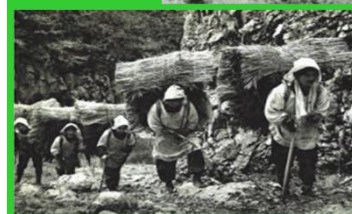
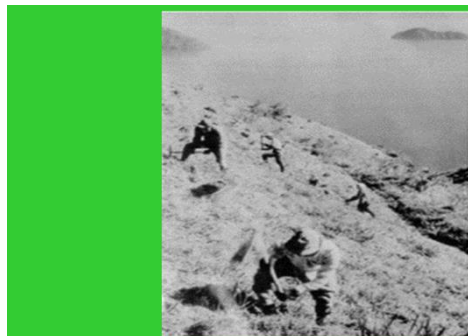


造林公社の歴史



下流の水不足 ～公社設立

- 戦後の経済発展に伴い、水供給を地下水に頼っていた阪神地域で地盤沈下が深刻化
- 県内約2万haに造林を行い琵琶湖の水源涵養機能を高め、琵琶湖から下流自治体への水供給力の強化を図るため、造林公社を設立



特定調停

- 木材価格の大幅な低下、労務単価の上昇により林業の採算性が低下
- 予定した伐採収益を得ることができず、債務弁済が行き詰まり、特定調停を申し立て
- 滋賀県、下流団体が合計で956億円を債権放棄することで経営再建



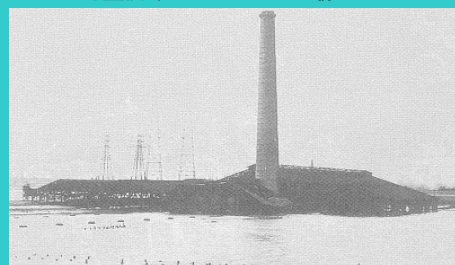
- 分収造林特別措置法に基づく拡大造林政策
- 分収造林方式により、県内に約2万haの針葉樹林を造成
- 必要な資金は、政府系金融機関、滋賀県、下流団体からの借入により調達



拡大造林



地盤沈下によるビルの蹴上がり



地盤沈下により海に沈んだ工場

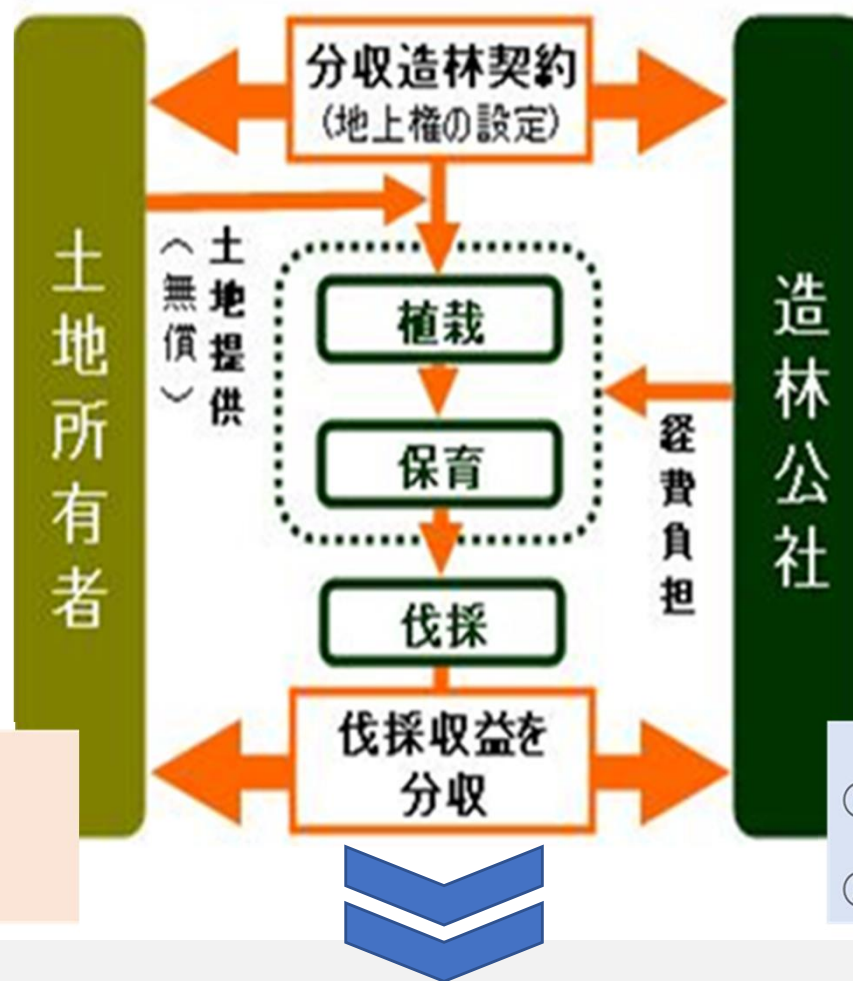


- 2015年以降、公社林が伐期を迎えたことで本格的な伐採を開始。
- 2023年までに、計312.3haを伐採し、計69,000m³の木材を搬出



本格伐採開始

▶ 造林公社の経営状況（分収造林事業の仕組み）



【土地所有者の資産】

- ①資産：地上権付き土地の所有権
立木の共有持分1割
- ②負債：なし

【造林公社の資産】

- ①資産：地上権、立木の共有持分9割
- ②負債：滋賀県186億円、兵庫県2億円

琵琶湖の保全・県の森林政策に大きく貢献



森林の再生



安定的な水供給



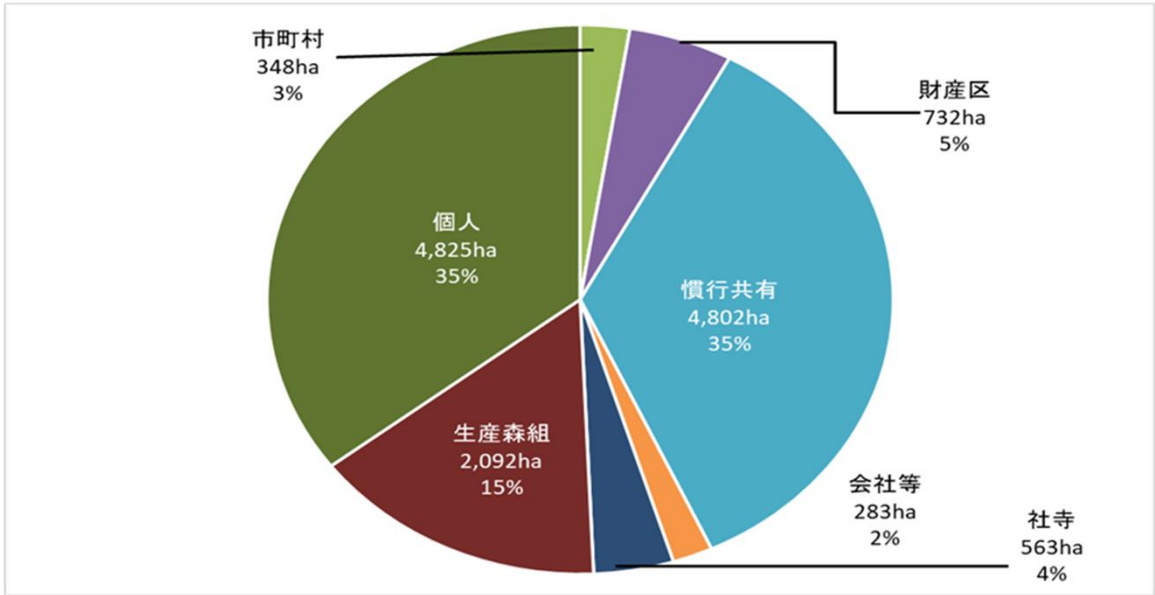
農山村経済の活性化



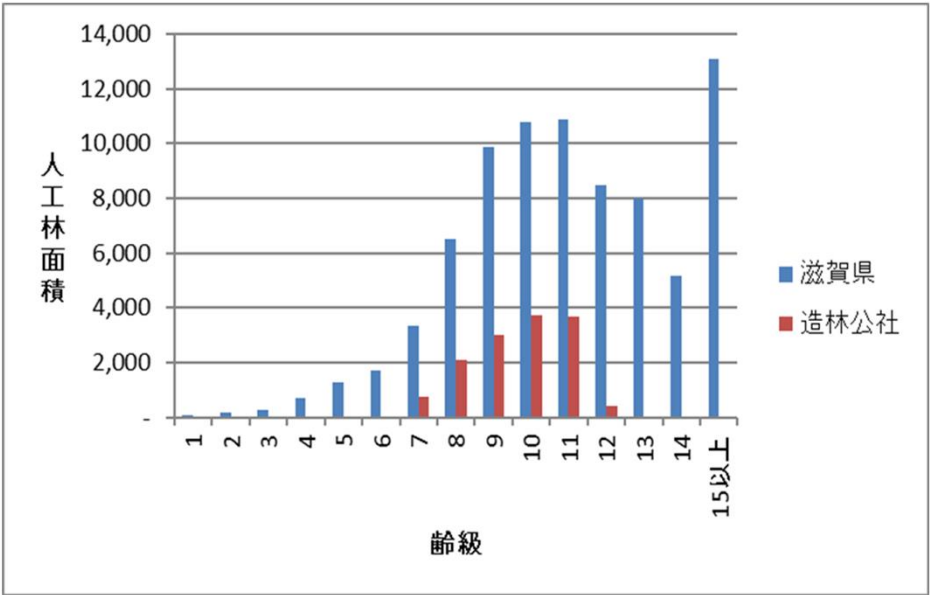
公益的機能の発揮

造林公社の経営状況（分収造林事業の状況）

	概 要
契約管理面積	13,539ha
契約件数	2,170件（令和 5 年度末時点）
契約期間	80年間（30年間の契約延長に応じていただけた場合）
事業期間	1965年～2068年まで（103年間）



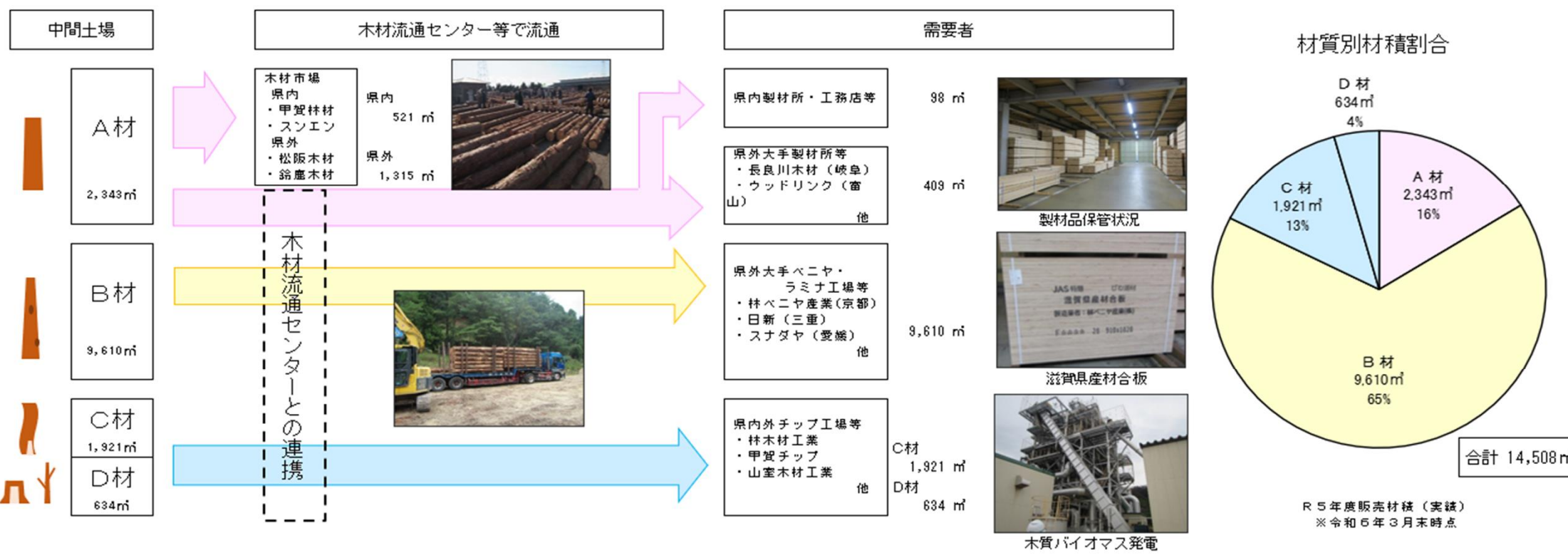
契約地の所有者は、ほとんどが個人で、共有林と個人所有林を合わせて全体の 7 割になる。



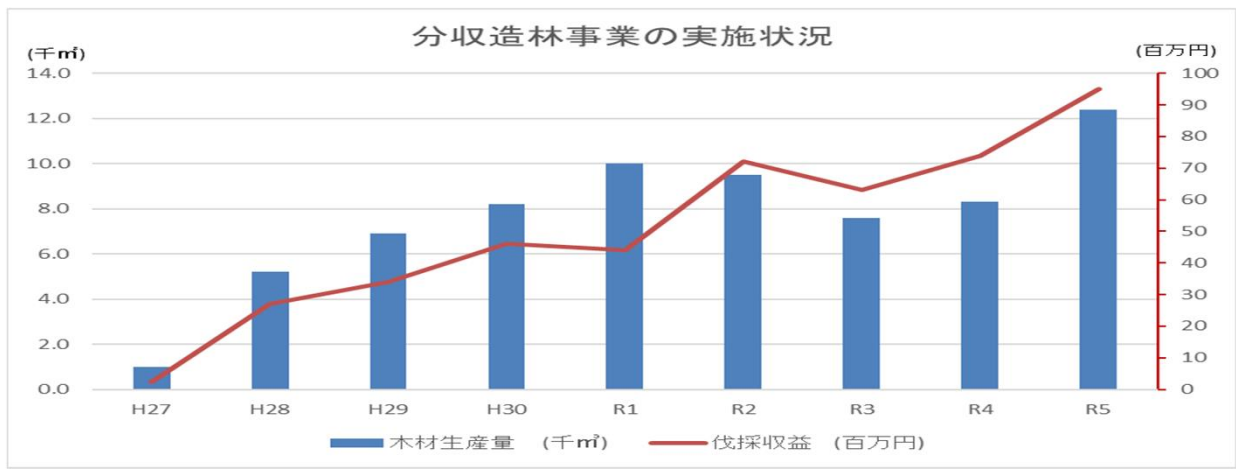
伐期とされる10齢級（46～50年生）以上の森林が約半分を占め、森林資源の充実が進んでいる。

造林公社の経営状況（分収造林事業の状況）

令和5年度木材流通図



○平成27年の伐採開始以降、順調に木材生産量と伐採収益を増加させている。



▶ 造林公社の経営状況（決算状況：R5年度末）

貸借対照表

（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2	流動負債	1
固定資産	7 7 2	固定負債	7 7 2
特定資産	3	社員借入金	1 8 4
その他固定資産	7 6 9	分収造林損失引当金	5 8 7
森林資産	7 6 8	上記以外	1
上記以外	1	正味財産	1
資産合計	7 7 4	負債及び正味財産合計	7 7 4

※森林資産

・ 林業公社会計基準に基づき、森林整備に要した費用からその森林整備に係る補助金収入を差し引いた価額をもって取得原価とし計上

※分収造林損失引当金

・ 平成23年3月に成立した特定調停において見込まれた、分収造林事業に係る損失見込み額（債務免除額）を計上

造林公社の経営状況（債務弁済状況）

○平成27年度の本格伐採開始から現在までに伐採収益により 4 億5,000万円の債務を弁済

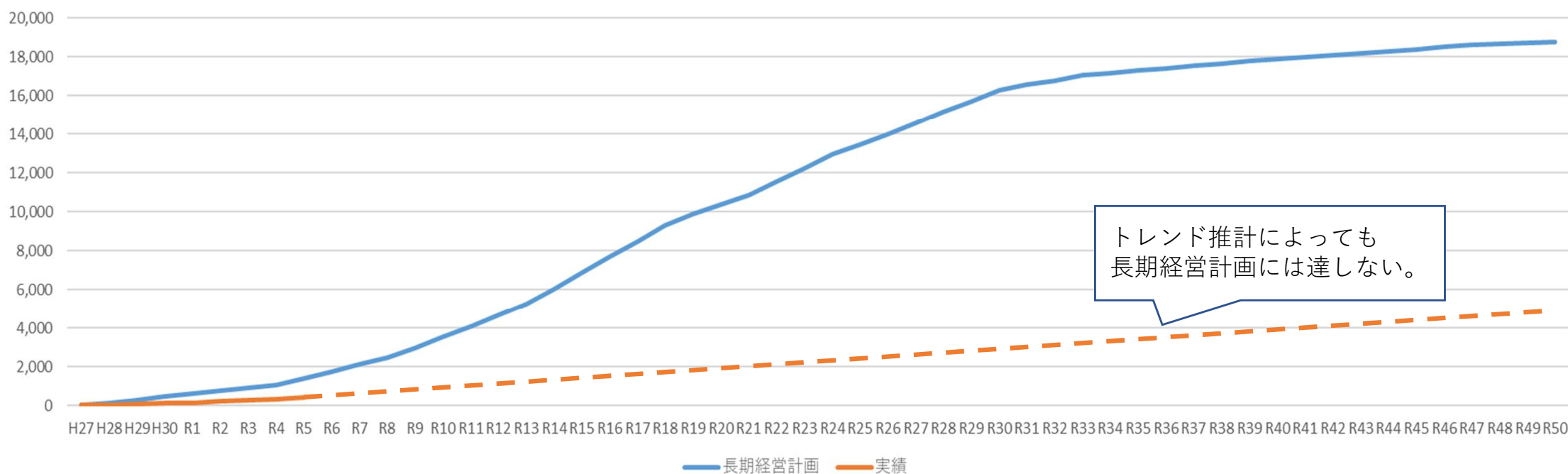
○しかし、長期経営計画で見込む弁済予定額とは大きく乖離している状況

（単位：百万円）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
長期計画	5.6	131.0	165.5	162.8	159.4	158.3	158.7	159.1	341.2	1,441.6
実績	12.2	25.8	31.5	39.1	37.8	64.0	53.3	63.5	122.8	450

計画比
31%

累積償還額の比較



好調な業績の一方で、債務弁済の進捗が長期経営計画から大きく遅れている。

債務全額の弁済可能性に疑問 → 長期収支の試算を実施

▶ 長期収支見通し(試算方法)

- 造林公社のあり方検討を始めるにあたり、造林公社の長期収支見通しを以下の手順で算出
- あくまでも今後も現在と同様の経営を継続する前提で、かつ、現在時点までの事業実績に基づく試算値であることに留意
- 造林公社で試算を行い、県が試算方法を確認している。

①航空レーザ計測による森林解析から
伐採可能な公社事業地の森林資源量を抽出



②これまでの公社の施業実績等を反映し、**伐採利用可能材積量を算出**



③これまでの公社の事業実績に基づく木材価格、事業費単価、
伐採利用可能材積量から**長期収支見通しを算出**

▶ 長期収支見通し(伐採利用可能材積量の試算)

① 航空レーザ計測による森林解析データから伐採可能な公社事業地の森林資源量を算出

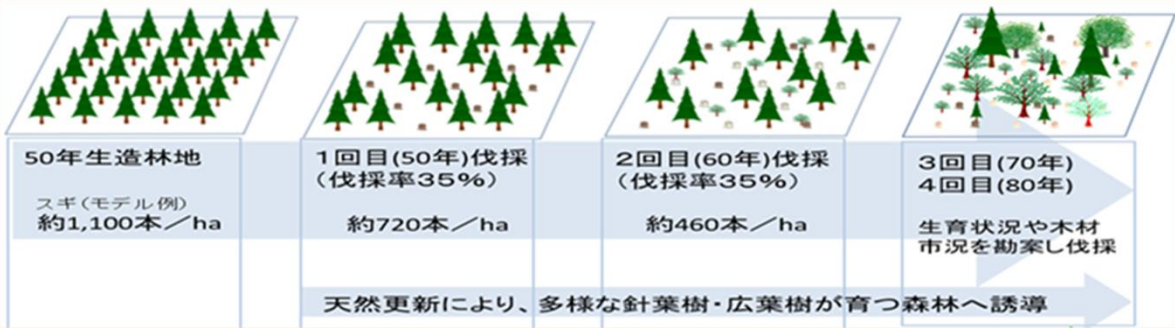
2,198,087m³

② 森林資源量に、これまでの公社の施業実績を反映

I 施業率 (長期計画100%) ➡ 26% 事業地の中で、実際に作業道が作設でき、伐採搬出可能な事業地面積の割合	II 利用率 (長期計画：70%) ➡ 61% 1本の木から木材として利用できる材積量の割合	III 架線集材実施率 + 2% 車両系集材を中心に行っているため、架線系集材の実施による集材量の増加を一定加算
---	--	--

さらに、今後の下振れリスクを考慮

IV 伐採回数の減少



現在は左図のとおり10年間隔で4回伐採

残存木の状況や広葉樹の生育状況を勘案し、**3回目（70年）の伐採を取りやめ、針広混交林への誘導をさらに促す必要あり**

伐採利用可能材積量：**256,000m³** (長期経営計画比：約14%)

▶ 長期収支見通し(試算結果)

木材価格試算単価

ベストシナリオ (+15%)	11,000円／m ³
現実的な目標 (±0%)	9,600円／m ³
ワーストシナリオ (-15%)	8,200円／m ³

事業コスト試算単価

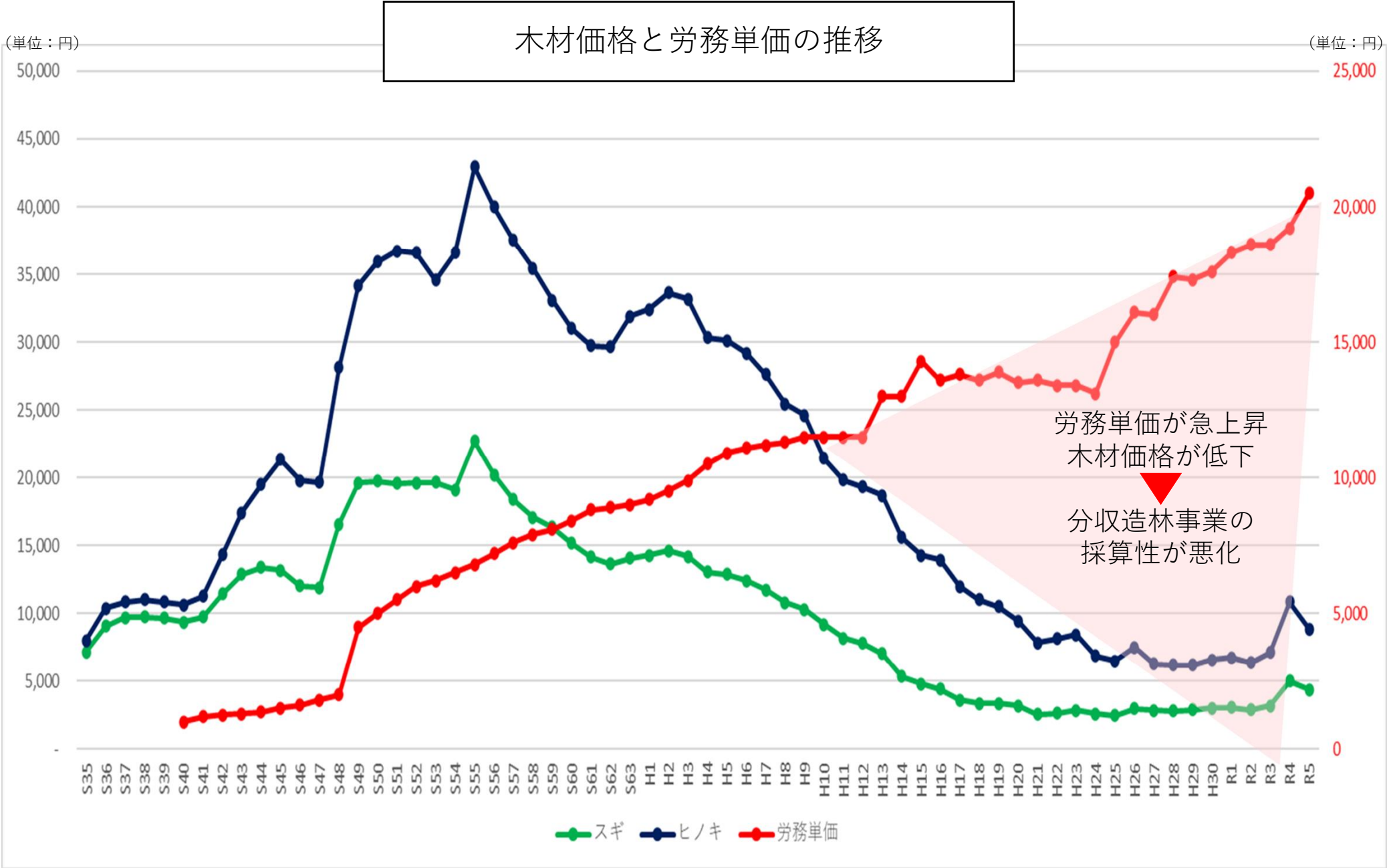
ベストシナリオ (±0%)	11,500円／m ³
現実的な目標 (±0%)	11,500円／m ³
ワーストシナリオ (+10%)	12,700円／m ³

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	
収支差から分収交付金等を控除				
債務弁済見込額 (R6～R51)	16億3,000万円	13億7,000万円	8億4,000万円	174億円
～R5弁済実績	4億5,000万円			14億円
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

★伐採収益を原資に債務を弁済するスキームでは、債務弁済のメドが全く立たない
長期経営計画で定める債務弁済の達成が困難な状況



長期経営計画との乖離要因（長期収支）





長期経営計画との乖離要因（材積量）

①成長量の低下（影響度：小）

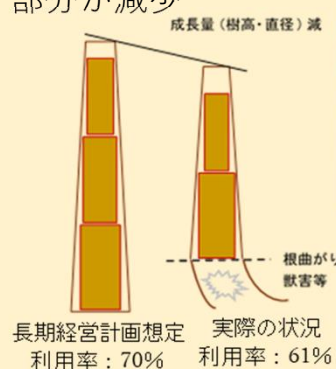
長期経営計画比約 90 %

- ・造林不適地（地質、地形、土壌等の条件不利地）における成長量（樹高・直径）の低下

③利用できる材積の減少（影響度：大）

長期経営計画：70 % → 実績：61 %

- ・成長不足や雪による根曲がり、獣害被害により利用できる部分が減少



雪による根曲がり



獣害被害

- ・伐採回数の減少により、伐採材積量が減少

②架線系集材が実質的に困難（影響度：中）

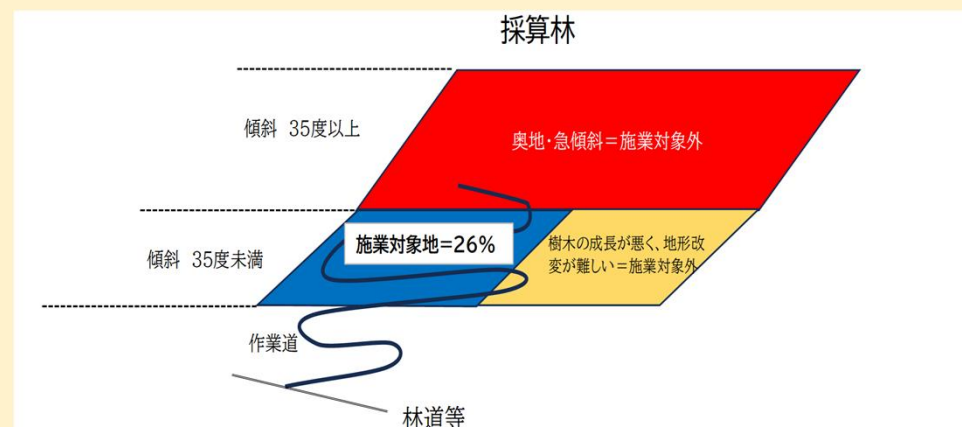
長期経営計画の弁済計画では、架線系集材による抜き伐りを想定

→しかし、国の補助制度の変更等により架線系集材では採算が合わず、車両系集材に切り替え

④搬出間伐可能エリアの縮小（影響度：大）

長期経営計画：100 % → 実績：26 %

→車両系搬出に切り替えたことで、伐採エリアが縮小



長期経営計画の検証と評価については次回検討

➤ 今後のあり方検討の方向性

- ★ あらゆる選択肢を排除せず、他府県の事例も参考に公社のあり方検討を進める。
- ★ 琵琶湖に大きな影響を与える重要な奥地水源林である公社林を、歴史的な背景も踏まえ、今後も安定的にかつ持続的に守っていくための新たな方策を未来思考で検討する。

ケース	事 例	事例考察
1	経営改善を行い、林業公社が 分収造林事業を継続実施	長野県林業公社（H25年度）
		鳥取県造林公社（R1年度）
2	債務整理を行い、林業公社が 分収造林事業を継続実施	宮城県林業公社（H25年度）
3	三セク債を活用して県営林化した後、 林業公社を解散	青い森農林振興公社（H18年度）
4	債務整理を行い、事業を他団体に 譲渡後、林業公社を解散	群馬県林業公社（H22年度）
5	債務整理を行い、分収林契約を解除 し、分収造林事業からの撤退を検討	ひょうご農林機構（R5年度）

事例考察

◎ケース 1 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施（長野県林業公社）

森林整備の方向性

第 2 次長野県林業公社経営改革プラン（平成25年10月策定）

生産目標区分別の森林整備の基本方針(※)

木材生産の主たる目標	植栽木の現況	搬出	森林整備目標
製材(A材)生産を主たる目標	生育良好で根曲がり数が少なく、獣害がほとんどない。	材価が高いため、多少搬出経費がかかっても収益がある可能性がある。	主伐は長伐期とし、保育間伐を適期に実施。過度の搬出間伐で主伐時の本数を減らさない。獣害防除を積極的に実施。
集成材・合板(B材)生産を主たる目標	生育良好でやや根曲がりがあるものの、獣害が少ない。		主伐は長伐期とするが、適期の搬出間伐を積極的に実施。獣害防除は場合によって実施する。
チップ(C材)生産を主たる目標	生育不良だが成立本数は普通。根曲がり、獣害等がやや多い。	材価が安いいため、搬出良好でなければ収益があがらない。	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。材価によっては主伐の前倒しも検討する。
バイオマス利用材(D材)生産を主たる目標	生育不良で成立本数少なく、根曲がり、獣害が多い。(経営不適地)		保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。搬出が容易な団地に限る。

※ それぞれの契約地ごとの樹種や材の販売先との距離等の条件を勘案し、森林整備目標は適宜検討する。

契約者・管理面積

契約者：3, 391人 管理面積：13, 013ha

債務残高

310億円（公庫債務：91億円、県219億円）

長期収支予測

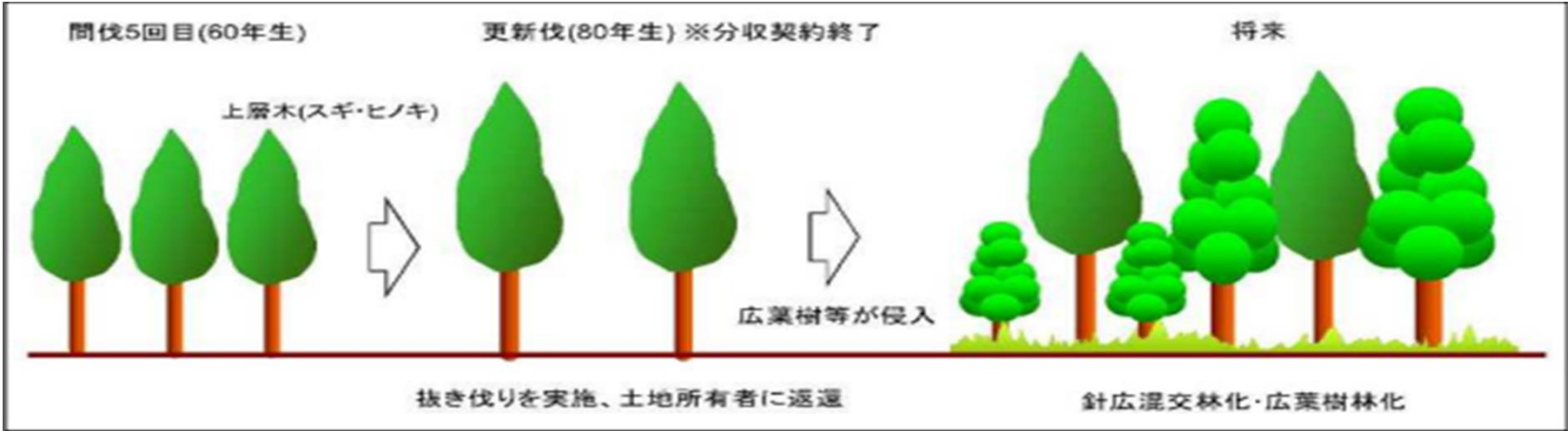
公社廃止の場合：▲167億円 ・ 公社存続の場合：▲160億円

公社存廃検討結果

林業公社経営専門委員会により、収支差のほか、特別交付税措置や公庫借入金の金利上昇など不確定要素を考慮した県民負担の視点や、プロパー職員がいる公社の方が、契約者に対して最後まで責任が果たせることから、「公社存続」が望ましいとされた。

事例考察

◎ケース 1 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施（鳥取県造林公社）

森林整備の方向性	経営改革プランH25～R66（令和元年 8 月改訂）
○ 更新伐の導入による針広混交林化・広葉樹林化を進め、主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止	
 間伐5回目(60年生) 更新伐(80年生) ※分収契約終了 将来 上層木(スギ・ヒノキ) 広葉樹等が侵入 抜き伐りを実施、土地所有者に返還 針広混交林化・広葉樹林化	

契約件数・管理面積	契約件数：1, 955件 管理面積：15, 612ha
債務残高	312億円（公庫債務：58億円、県254億円）
長期収支予測	+10億円
公社存廃検討方法	鳥取県造林公社経営検討委員会により、公益的機能の維持発展の観点、国による財政支援の活用により県の財政負担が最も少ないことから「公社存続」が望ましいとされた。

事例考察

◎ケース 2 債務整理を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施（宮城県林業公社）

林業公社改革プラン（平成22年 8 月） 再建計画（平成25年 6 月）

契約者・管理面積	契約件数：1，379件 管理面積：9，331ha
債務残高	168億円（公庫46億円、県122億円）
森林整備の方向性	－
長期収支予測	▲168億円
債務整理方法	県・公庫を相手とする特定調停により債務整理 ①県が公庫に損失補償契約を履行（三セク債を活用） ②県が公社への貸付金のうち118億円および損失補償にともなう求償権45億円の計163億円を債権放棄 ③公社は、県追加借入金を含め、30年間で県に11億円を返済
公社存廃検討	公社等外郭団体経営評価委員会（H21.9～11）において、このままの状況が続けば、多額の債務が返済不能に陥る可能性が高く、あらゆる手段を用いて経営改革に取り組むよう提言。 不採算林の整理、無利子貸付、利子補給の支援を継続しつつ、「第三セクター等改革推進債」を活用した救済策を検討。

事例考察

◎ケース 3 三セク債を活用して県営林化した後、林業公社解散（青い森農林振興公社）

森林整備の方向性	分収造林のあり方検討委員会最終報告書（平成19年 3 月策定）
----------	---------------------------------

- 「県行造林」を「県民環境林」に改称
- 皆伐は実施せず、長伐期化や択伐による複層林や針広混交林への誘導、立木販売収入などを検討

ア 収益分収方式

⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式



イ 立木分収方式

⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式



ウ 立木買取方式

⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式



契約者・管理面積	契約件数：1，263件 管理面積：10，224ha
債務残高	409億円（公庫206億円、県203億円）
長期収支予測	▲325億円
公社存廃検討方法	あり方検討委員会により、木材価格の推移が不透明、長期間の経営となることから分収造林は収益事業になじまず、県営林化し、県民の財産として維持管理することが妥当との結論になった。

事例考察

◎ケース 4 債務整理を行い、事業を他団体に譲渡後、林業公社解散（群馬県林業公社）

林業公社対策特別委員会報告（平成 22 年 12 月）

契約件数・管理面積	契約件数：1, 492 件 管理面積：5, 107 h a
債務残高	約 161 億円
森林整備の方向性	－
債務整理方法	①土地所有者との分収造林契約の解約手続きを進め、約 3, 000 h a を解約 ②群馬県林業公社が解散を議決後、民事再生法の適用を申請 ③群馬県が三セク債の活用により、公庫債務を損失補償契約の履行により一括 弁済、県貸付金とともに債権放棄。 ④解約に至らなかった約 2, 000 h a の分収造林契約は、（一社）群馬県森 林・緑整備基金に譲渡し、林業公社は解散した。
公社存廃検討	県議会が設置した特別委員会での審議の結果、林業公社は、事実上破綻をき たし、多額の負債は返済の見通しがつかない状況にあり、公社改革に 150 億 円にも及ぶ県民負担が発生することを重く受け止め、県民への説明責任を果た すため、「解散すべきである」との見解が示された。

※群馬県は、分収造林事業の廃止を目指したが、契約解除が困難な分収林を他団体に譲渡した全国唯一の事例

事例考察

◎ケース 5

債務整理を行い、分収林契約を解除し、分収造林事業から撤退を検討（ひょうご農林機構）

森林整備の方向性

兵庫県分収造林事業あり方検討委員会報告書（令和6年5月）

- 現行の事業スキームによる分収造林事業の継続は事実上不可能と判断
 - 分収林契約を解除し森林を土地所有者へ返地。市町や森林組合等による管理に切り替え
- 分収林契約の解除を目指すのは群馬県に続き史上2例目

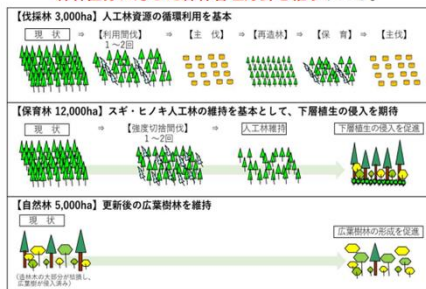
3 報告書の概要

(3) 債務整理後の森林管理 ※報告書P24～25

現行の事業スキームによる分収造林事業の継続は事実上不可能だが、森林の公益的機能の維持は今後も欠かせないため、公益的見地からの必要最低限の施策に転換。併せて、多様な主体による管理を検討。

①森林区分に応じた森林管理の基本方針案

分収造林契約地内では、県内大災害発生時でも、山腹崩壊等の災害発生が無かったことから、これまでの森林区分に応じた森林管理方針を継承すべき。



②各契約地の森林管理の基本方向案

造林木の生育状況や既設路網からの距離等により、「伐採林」「保育林」「自然林」の各区分の森林が混在していることから、伐採林の有無により大別した上で、各契約地の状況を精査していくことが肝要である。

ア 伐採林が含まれる契約地
木材生産機能に加え、今後も森林の公益的機能を発揮させるため、民間活力を活用しながら、保育林や自然林を含めた森林3区分の一体管理を目指す。

イ 伐採林を含まない契約地
伐採収益が得られないことから、森林の公益的機能を維持するため、公的管理による必要最低限の施策を行う。



3 報告書の概要

(3) 債務整理後の森林管理

③想定される新たな森林管理スキーム案

②の基本方向に沿って精査していくと、下表のように類型化されると想定。

なお、市町に管理主体を委ねる際には、その理解・協力が前提となるとともに受け入れやすい環境整備が必要であること、また、精査を行ってもなお新たな管理主体が見つからない場合も考えられることから、県の関与も含めた管理体制のあり方については、県において継続して検討する必要があることに留意すべき。

区分	所有者	管理主体	概要	想定財源
Ⅰ 伐採収益見込める契約地	市町	(1)市町	市町有林は、原則解約し市町管理に移行	一般財源 造林補助金 (森林環境譲与税)
	その他	(2)林業事業者	林業事業者が所有者から森林管理を受託し、森林経営計画(市町認定)に基づき施策実施	造林補助金 伐採収益 所有者委託費
		(3)所有者	所有者自らが、森林経営計画(市町認定)に基づき、林業事業者への請負等により施策実施	造林補助金 伐採収益 自己資金
Ⅱ 伐採収益見込めない契約地	市町	(1)市町	市町有林は、原則解約し市町管理に移行	一般財源 (森林環境譲与税)
	その他	(2)市町	森林経営管理制度にもとづく市町から林業事業者への委託や市町から林業事業者等への補助により、切れ間伐等を実施	森林環境譲与税

(4) 体制の見直し ※報告書P26

ひょうご農林機構の技的見直し案のひとつとして、①農業部門を分離する分割再編案と、②林業部門を分離する県営化（外部委託）案を比較検討した結果、コスト面の課題から、①の分割再編案が望ましいものとする。

ただし、当委員会は、農林機構が担う分収造林事業以外の部門の現状等を評価する立場にはないため、どのような形で見直しを行うのが望ましいかは、県全体の公社等の見直しの議論も踏まえ、別途検討すべき課題であることに留意。

契約者・管理面積

契約件数：977件 管理面積：19,397ha

債務残高（R4末）

682億円（公庫288億円、民間金融機関371億円、県23億円）

長期収支予測

▲695億円

他県林業公社の存廃状況

○他都府県の公社の存廃の状況は以下のとおり。（「★」は第三セクター債活用）

区 分			内 容
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1 県)		群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率 6 割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡
	県営林化	直営で管理 (5 県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)、広島県 (H27★)
		森林組合へ委託 (8 府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)
公社存続	公社継続 【債務整理】 (2 県)		宮城県 (H25★)、 <u>滋賀県 (H22)</u>
	公社継続 【経営改善】 (21 都県)		秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、長野県、岐阜県、兵庫県(※)、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県

※北海道は森林整備法人の認定取り消し

※千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県（8 県）は林業公社を当初から設置していない。

※兵庫県では、現在、分収造林事業のあり方検討が行われている。

第2回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	WEB出席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	WEB出席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	出 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	出 席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	欠 席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出 席

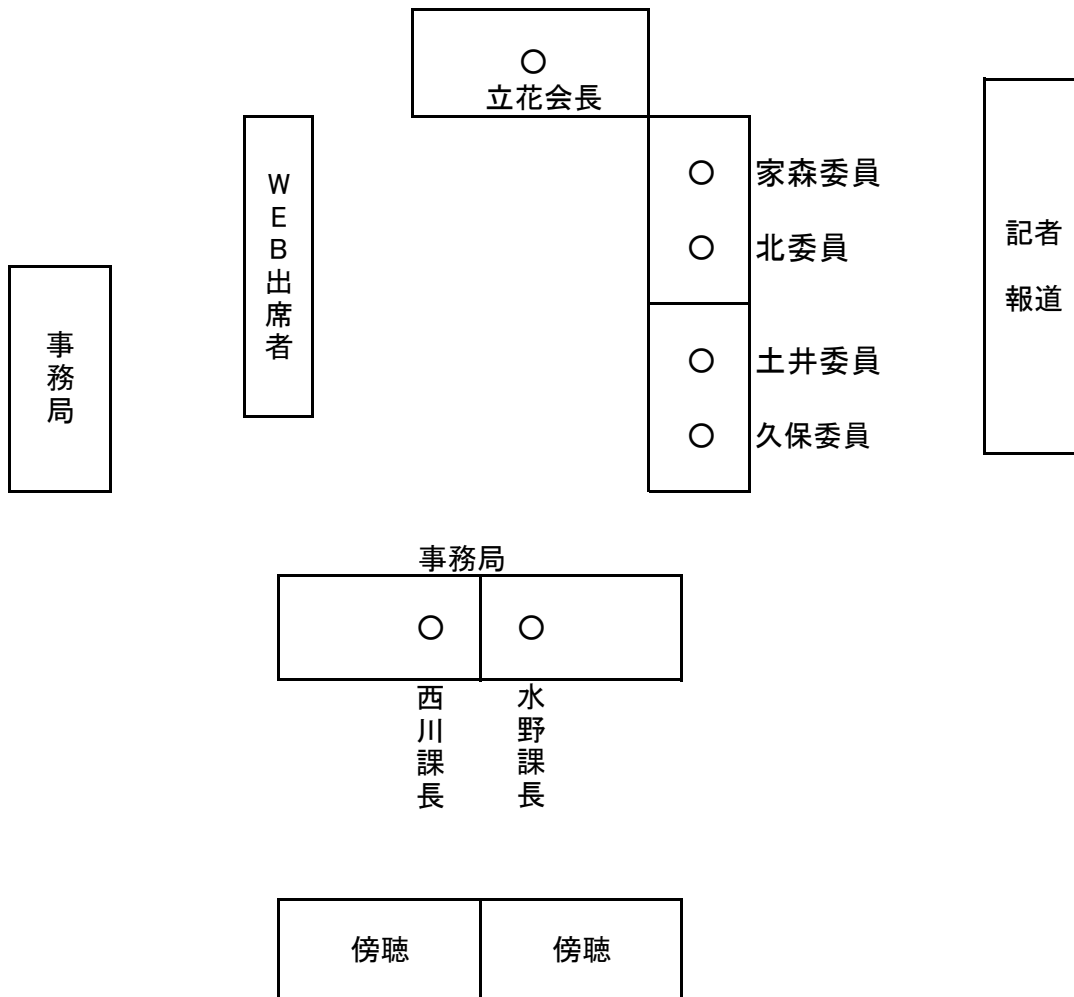
2. 事務局

氏名	主な役職
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

資料2

第1回分収造林事業あり方検討会 座席表

大津合同庁舎
6-A



(出入口)

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。



第2回 滋賀県分収造林事業あり方検討会

－ 長期経営計画の検証と評価について －

令和6年11月8日(金)
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

目次

contents

1.	第1回検討会の振り返り	2
2.	特定調停について	4
3.	長期経営計画の概要	7
4.	長期経営計画の経営評価結果	11
5.	長期経営計画の検証と分析	12

➤ 検討スケジュール

○全5回（今年度3回、来年度2回）開催を予定

01 R 6. 9. 13

長期収支公表

公社の概要・歴史
長期収支見通し
他県公社の状況



02 R 6. 11. 8

**長期経営計画
検証と評価**



03 R 7. 2 頃

あり方の方向性

公社の状況を踏まえ
た公社経営の方向性
を検討



04 R 7. 6 頃
**分収造林事業
のあり方**

今後の分収造林事
業のあり方検討



05 R 7. 8 頃
**公社経営の
あり方**

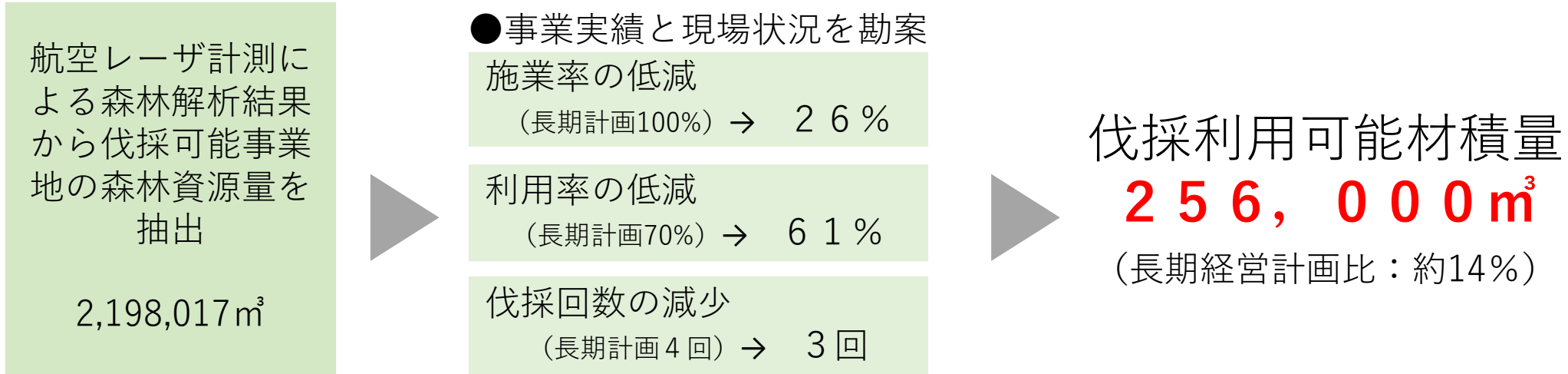
今後の公社経営の
あり方検討



※ 適宜、市町等へ協議・説明

➤ 第Ⅰ回検討会の振り返り

伐採可能材積量の試算



長期収支見通しの試算

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

★伐採収益を原資に債務を弁済するスキームでは、債務弁済のメドが全く立たない
長期経営計画で定める債務弁済の達成が困難な状況

➤ 第Ⅰ回検討会の振り返り

各委員からの主な意見

<試算結果について>

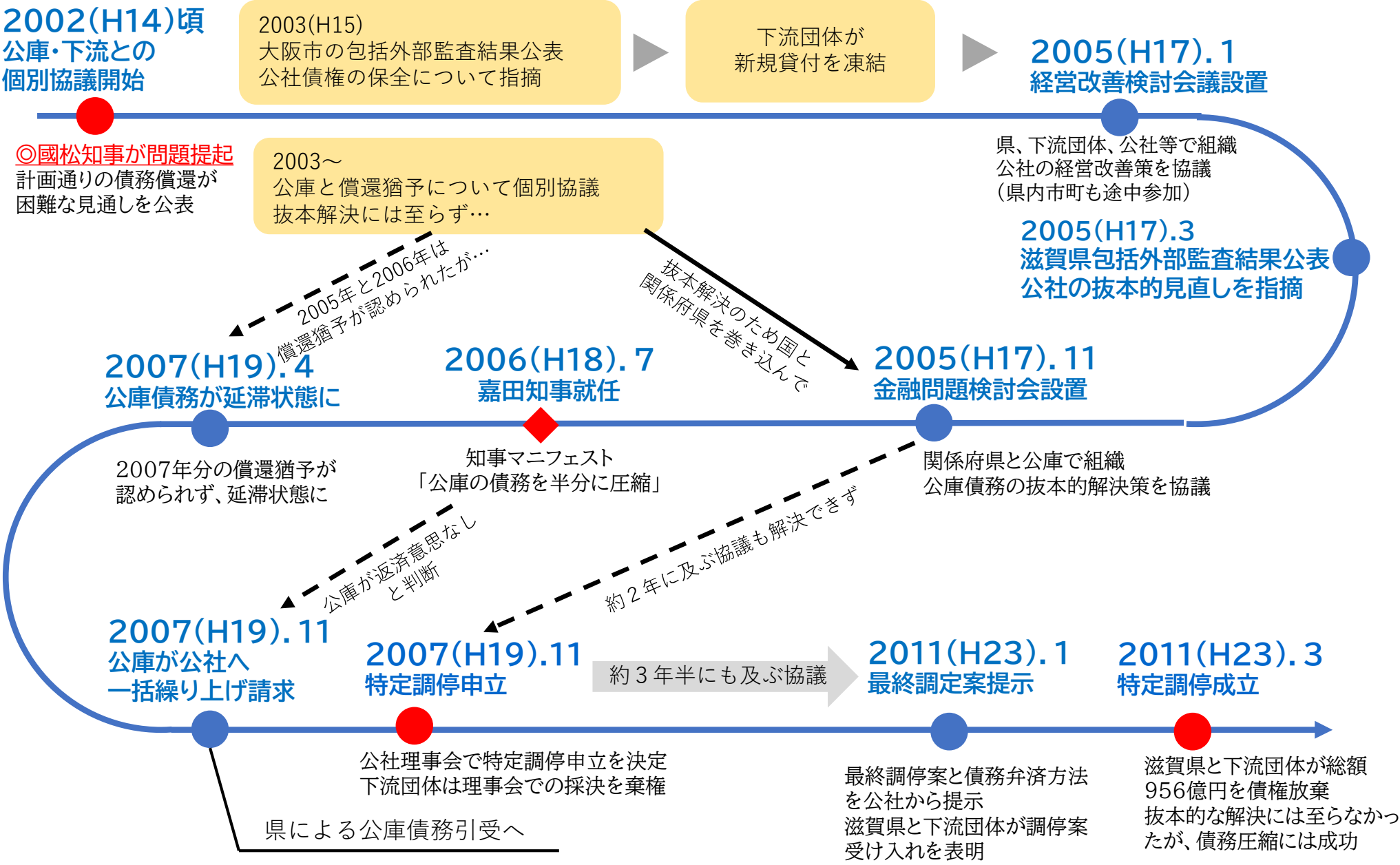
- この問題は、滋賀県と造林公社という2団体に責任が分離した状態で、お互いに牽制がかからなかったことが原因ではないか。
- 誰がどうやっても長期経営計画の188億円に見合う伐採収益を出してくることは不可能だということを、ここにいるみなさんの共通認識にしたい。

<今後の検討について>

- 今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせない。どのような連携が取れるのか、市町にも理解や協力を得られるのか、協議が必要。
- 公社林を所有者へお返ししても管理はできない。市町が森林環境譲与税を使ってどこまで公的管理ができるのかにかかっている。

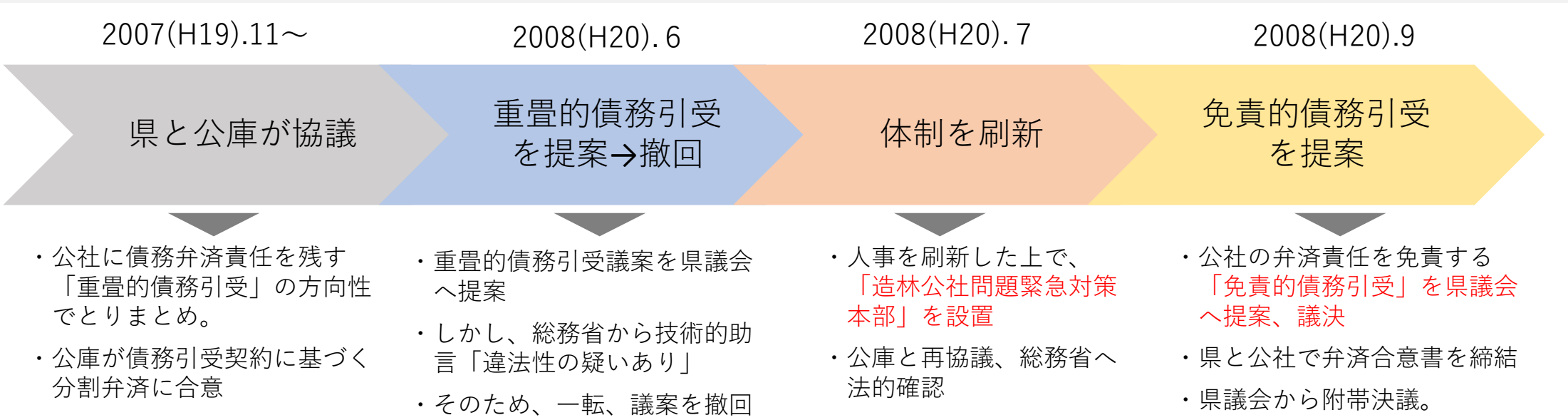
特定調停の経過

★問題提起から9年の歳月をかけ、紆余曲折の末になんとか解決



➤ 債務引受の経過

- 2007年11月 8 日に公庫から公社へ一括繰り上げ請求があり、県と公庫で締結していた**損失補償契約で、最終請求日の10か月後（2008年 9 月 8 日）が県の損失補償契約一括履行の実行期限**となっていた。
- タイムリミットまでに解決できなければ、約483億円を県が一括弁済することとなり、財政再建団体へ転落する**おそれがあった。



(参考 1 公庫債務損失補償契約)

第 2 条 県は、最終償還期限到来後10 か月を経過して後、公庫の指示するところに従い、公庫へ損失額を補償する。

2 …利息は、…年11%とする。

3 県は公庫に対して補償を拒むことはできない。

(参考 2 弁済合意書)

- ・引き受け債務の公社への求償権を規定。
- ・結果として、公社の弁済責任を保全し、将来の伐採収入による県への弁済を約束

▶ 特定調停の成立により契約破棄。結果として反故に。

(参考 3 附帯決議内容)

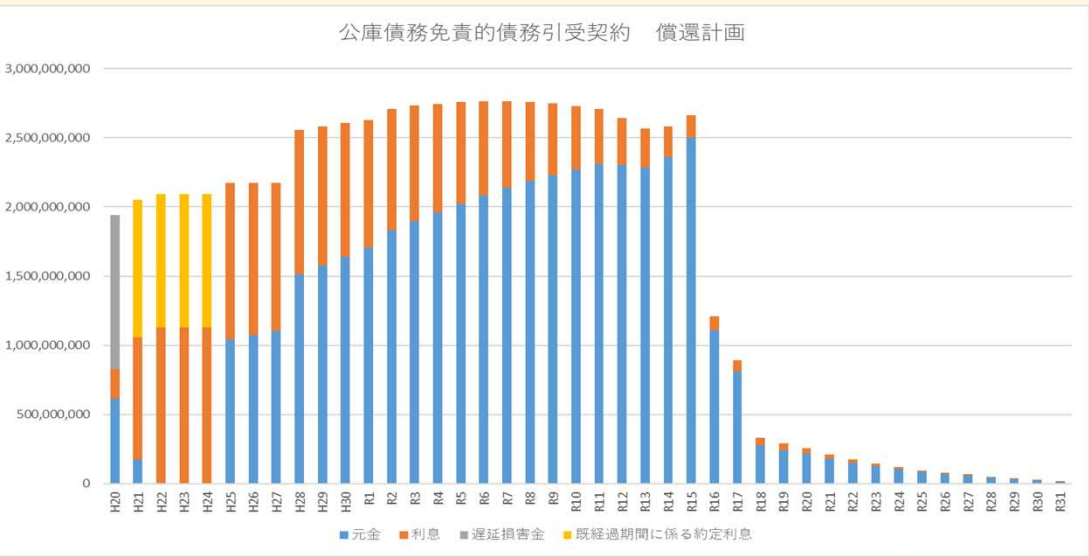
- ・公社への強力な指導
- ・出資法人の運営に議会が関与できる仕組み → 関与条例を制定 (2009.3)
- ・第三者機関による検証 → 造林公社問題検証委員会(2008～2009)

特定調停の結果

<公庫債務 → 滋賀県が免責的債務引受>

引き受け債務総額：690億円
(元金：444億円 利息等：246億円)

弁済期間：2008年～2049年（42年間）



<各団体からの借入金>

<旧滋賀県造林公社>
債務について、今後の弁済可能額を一定の割引率で現在時点まで割り戻し、現在価値額を算出。現在価値額の受け取り方法および債権放棄額を以下2案から、各団体の判断により選択した。

将来の経営で**弁済可能な総額：67億円** **割引率4%**（特定調停で決定）
★現在価値額：約31億5,000万円

①一括弁済（滋賀県が一般財源により資金を準備）
・現在価値額で一括弁済を受け、債権額との差額を債権放棄

大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団

②長期分割弁済（公社が伐採収益により資金を準備）
・現在価値に割り戻さず、今後の伐採収益から長期分割弁済
・債権額と弁済可能額の差額を債権放棄

滋賀県（残債権約65億円）、兵庫県（残債権約2億円）

<旧びわ湖造林公社>
債務について、今後の弁済可能額を将来の伐採収益により長期分割弁済を行う。 滋賀県（残債権約121億円）

<調停内容のポイント>

- ★ 弁済条件に**収益が生じたときという停止条件**がついている。
収益が発生しなければ、弁済期が到来せず**債務不履行とならない**。（≡ある時払いの催促なし）
この債権は**無担保債権**のため、最終的に、**再度の債務処理の可能性が容易に想定される**

第4条（弁済）
(2) 申立人が行っている**分収造林事業等によって平成27年度ないし分収造林事業が終了する年度までの各事業年度において収益**（主伐収入、間伐収入、補助金収入及び受託事業収入等の収入から、造林事業費、付帯事業費、管理費、分収交付金、分収に係る調査費及び受託事業費等の支出を控除したものをいう。以下、単に「収益」という。）**が生じたときに**、当該収益額の97.137112パーセントを、当該収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から3ヶ月以内に**支払う**。

▶ 長期経営計画の概要

- 策定年月：平成23年（2011年）9月
- 計画期間：平成23年（2011年）～令和50年（2068年）＜57年間＞
- 位置づけ：経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画
- 経営理念：琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり

<経営の目標>

公益性機能の持続的発揮
に配慮した効率的な
森林整備の推進



収益性の高い木材の
生産と販売の推進



健全な公社運営の確保



188億円の残債務の弁済

▶ 長期経営計画の概要（森林整備・木材生産）

<採算性判定に基づく森林区分>

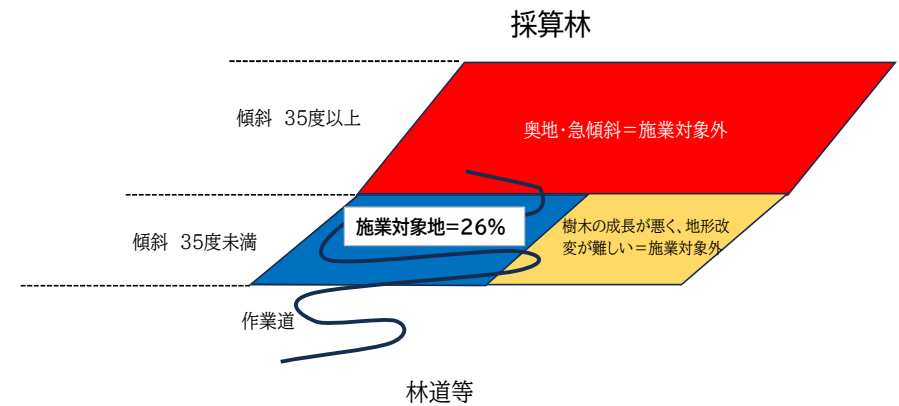
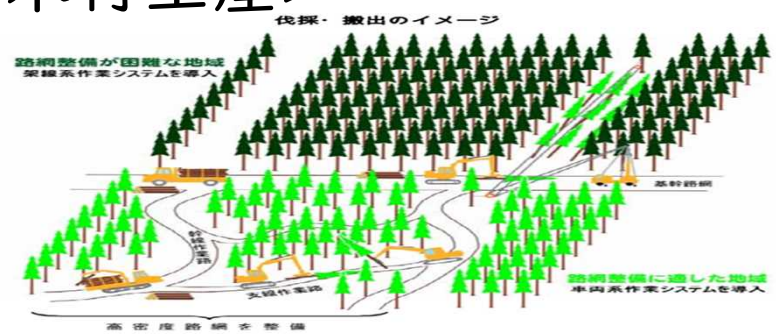
長期経営計画では・・・

区分	概要	面積
採算林	採算性のある枝班	7,550ha
非採算林	採算林と同じ筆にある採算性のない枝班	1,925ha
不採算林	採算性のない枝班	7,399ha

最新のデータに基づく実態は・・・

区分	面積
採算林	1,729ha
非採算林	1,925ha + α
不採算林	7,399ha + α

<木材生産>



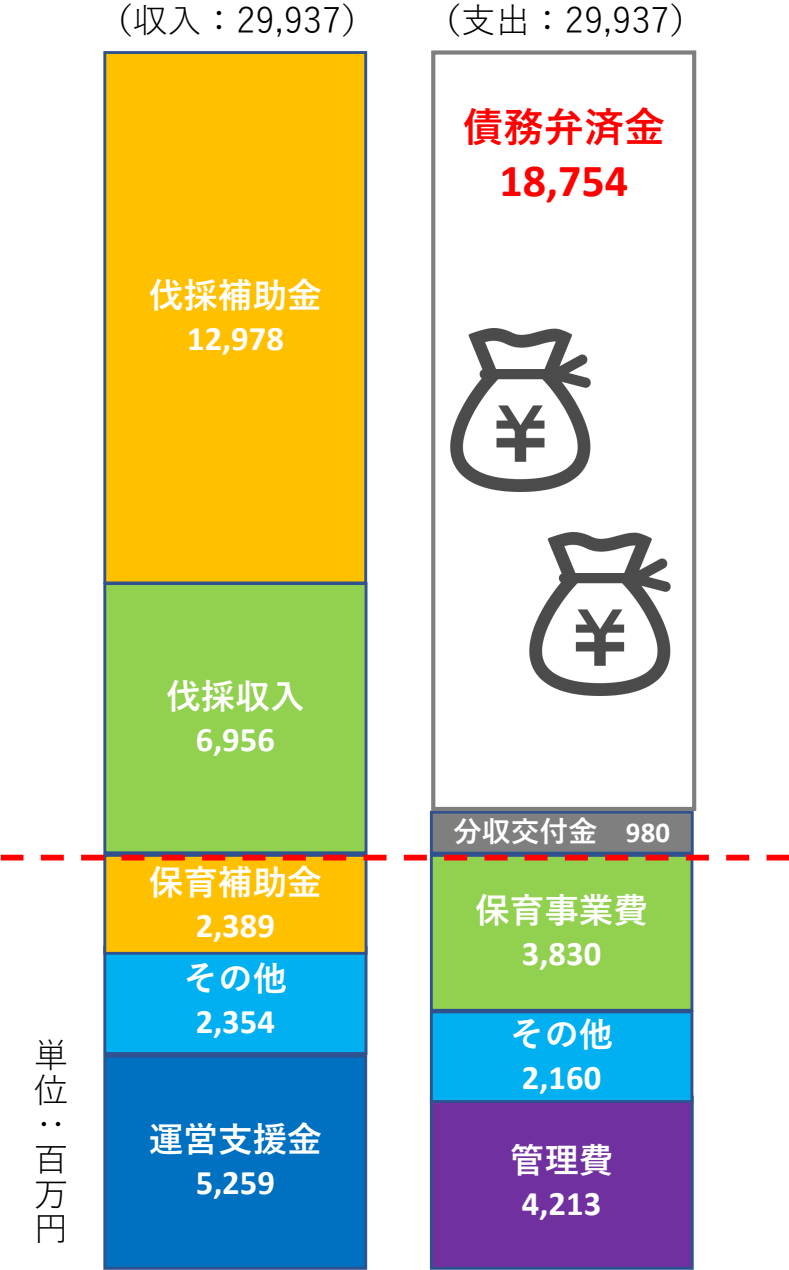
長期経営計画では、
**<車両系集材および架線系集材、
定性伐採または列状伐採>**と規定。

実際は、**<車両系集材、定性伐採>**
を主体〔または基本〕

国の森林・林業施策が変わり、架線系集材では収益が見込めなくなったため、採算林が縮小

▶ 長期経営計画の概要（債務弁済計画）

【造林公社の現金収支見通し（2011～2068年度 合計）】

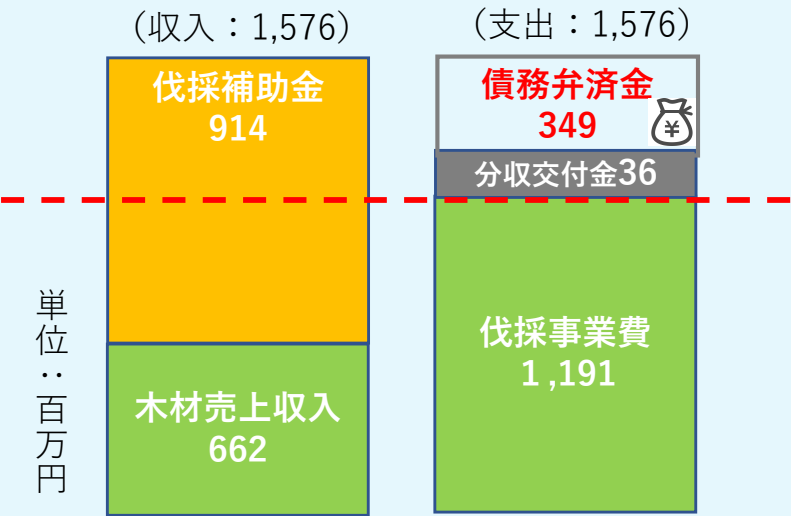


★ポイント

伐採収入 = 木材売上収入 - 伐採事業費 = 6,956百万円
⇒ 計画では、伐採補助金なしでも収支が黒字と試算



【造林公社の現金収支実績（2015～2023年度伐採事業 合計）】



補助金なしでは赤字 ⇒ 伐採できない！

➤ 出資金と補助金の関係（参考）

◎出資金

- ・ **特定調停条項第7条に基づく長期的な支援**と位置づけ

特定調停第7条（滋賀県の申立人に対する指導、助言及び支援）

滋賀県は、申立人（公社）が行っている分収造林事業等によって水源涵養機能をはじめとした森林の公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、本調停成立後も引き続き申立人に対して必要な指導、助言及び支援を行う。

- ・ 造林公社が分収造林事業を通じて公社林の公益的機能を持続的に発揮するために必要な経費（つまり、造林公社という団体を維持、存続させるために必要な経費）を公社林の公益的機能への出資という形で県が負担しているもの。
- ・ **毎年度約2億円**（内訳：公社運営費：約1.4億円 森林整備事業費：約0.6億円）を県の一般財源で負担。
- ・ 平成17年度から出資を続けており、**現在までの出資総額は約40億円。**
- ・ 公社の経営期間は2068年まで、**存続が前提であれば、今年を含め残り45年間でさらに90億円の出資が必要。**

◎補助金（造林補助金）

- ・ **造林補助制度は、森林の整備を進めるための補助制度**で、植え付けから保育までの多彩な森林整備に対応した助成制度。造林補助事業の種類には、森林環境保全直接支援事業などがあり、補助対象となる樹種は、スギ、ヒノキ、アカマツなどの他、知事が特に必要と認めた樹種。
- ・ 公社の**長期経営計画では、主に、公社の行う間伐に補助金が交付される前提**となっている。
- ・ 財源は、国庫＋起債

▶ 長期経営計画における経営評価結果（R6.11時点）

森林整備



	計画	R 5 末実績	達成率	評価結果
保育間伐	2,596ha	1,513ha	58%	×
獣害対策	1,421ha	3,705ha	261%	○

木材生産



	計画	R 5 末実績	達成率	評価結果
伐採面積	499ha	314ha	63%	×
伐採材積	97,331m³	69,083m³	71%	×
伐採収益	1,439百万円	456百万円	32%	×

健全な運営



	計画	R 5 末実績	達成率	評価結果
分収割合変更	14,752ha	11,741ha	80%	×
不採算林解約	10,180ha	7,871ha	77%	×
契約期間延長	14,752ha	14,093ha	96%	×

▶ 長期経営計画の検証と分析

長期経営計画 検証の流れ

STEP
01

現状分析

内部環境要因を強みと弱みに区分して分析
外部環境要因を機会と脅威に区分して分析

STEP
02

SWOT分析

SWOT分析手法を活用し、課題を抽出

STEP
03

課題解決の方向性検討

長期経営計画とSWOT分析により抽出した課題から
今後の方向性を検討

STEP 01 現状分析

造林公社の経営に影響を及ぼす要因を内部環境要因と外部環境要因に区分
内部環境要因を「強み」と「弱み」に、外部環境要因を「機会」と「脅威」に整理

内部環境要因

外部環境要因へのこれまでの取組成果が公社の強み。航空レーザ計測により森林資源の実態が明らかになった結果、借入債務の償還財源の確保に疑義が生じていることが弱み。

<主な要因>

Strength: 強み

- ・【資源】森林のもつ公益的機能
- ・【情報】航空レーザ計測による森林資源情報
- ・【人材】経験豊富なプロパー職員

Weakness: 弱み

- ・【資源】採算性判定による不採算林の増加
- ・【資源】森林資産の評価減
- ・【資源】契約更改未済地の存在
- ・【事業】借入債務の償還財源確保

外部環境要因

公益的機能に対する社会的背景や要請が公社の森林整備事業の大きな動機になる一方で、林業採算性が収益の大きな下振れ要因であるとともに、自然条件が経営資源である森林資産の阻害要因になっている。

<主な要因>

Opportunity: 機会

- ・【政治】森林経営管理制度、環境譲与税の創設
- ・【社会】地球温暖化を背景に森林への関心の高まり
- ・【経済】木質バイオマスへの関心の高まり
- ・【技術】新技術の活用による省力化、低コスト化

Threat: 脅威

- ・【社会】人口問題（少子高齢化）
- ・【経済】林業採算性の低下
（木材価格の低下、事業コストの増大）
- ・【自然】奥地林（条件不利地）の存在
- ・【自然】生育条件による品質低下

STEP 02 SWOT分析

フレームワーク

現状分析で整理した項目を、経営分析に関する手法であるSWOT分析を活用し分析

		外部環境要因	
		【O：機会】 (Opportunity)	【T：脅威】 (Threat)
内部環境要因	【S：強み】 (Strength)	① 推進戦略 「機会」を捉えるために、「強み」をどのように活用・強化すべきか。 強みの活かし方	② 回避戦略 「強み」を使って、「脅威」を回避できないか。
	【W：弱み】 (Weakness)	③ 改善戦略 「弱み」によって「機会」を逃さないようにするために、何をすべきか。 課題克服の方法	④ 撤退戦略 「脅威」と「弱み」によるリスクをどのように回避するか。



STEP 02 SWOT分析

分析：公社経営に対する脅威から回避、撤退するために**長期経営計画の修正が必要**

		外部環境要因	
		【O：機会】	【T：脅威】
		・森林経営管理制度、環境譲与税の創設 ・地球温暖化を背景とした企業の森林への投資意欲の高まり ・木質バイオマスへの関心の高まり ・新技術の活用による省力化、低コスト化	・人口問題（少子高齢化） ・木材価格の低下、事業コストの増大 ・奥地林（条件不利地）の存在 ・生育条件による品質低下
内部環境要因	【S：強み】	推進戦略 (強み×機会) ・公益的機能の持続的発揮に配慮した施業のさらなる推進 ・森林価値の積極的説明と理解促進 ・J-クレジット創出	回避戦略 (強み×脅威) ・森林資源情報を活用した効率的な整備 ・事業地の実態に則した計画内容への修正
	【W：弱み】	改善戦略 (弱み×機会) ・市町と連携した森林経営管理制度による不採算林のフォローアップの強化 ・企業連携による森林整備 ・C材、D材（林地残材）の積極的な生産	撤退戦略 (弱み×脅威) ・長期収支見通しの下方修正 ・分収造林事業の廃止

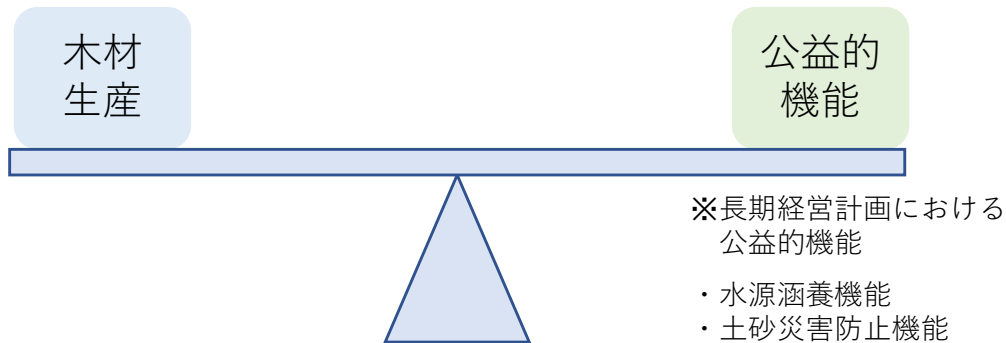


STEP 03

課題解決の方向性検討

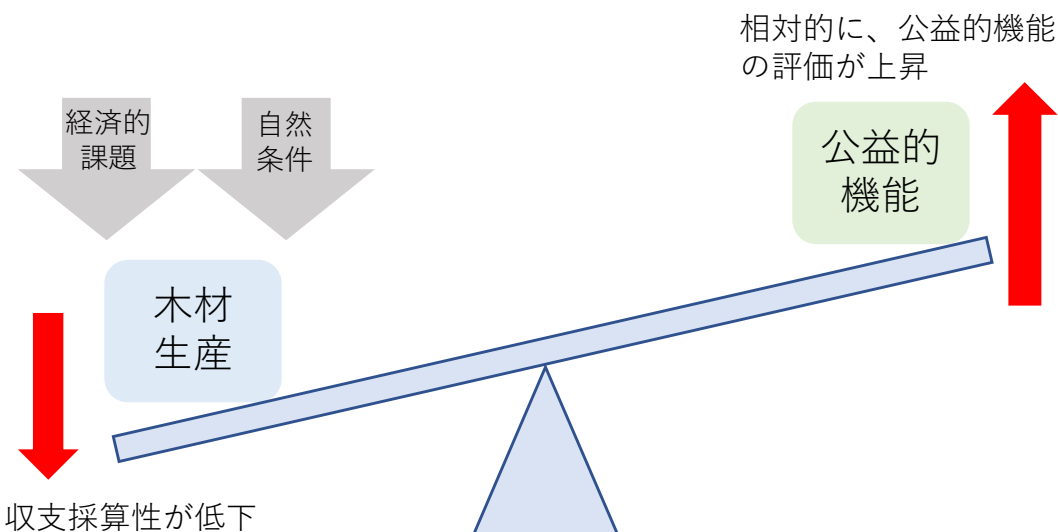
(1) 長期経営計画の特徴

長期経営計画は、債務弁済のための**木材生産と公益的機能**の持続的発揮の**均衡を図る計画**



長期経営計画は、奥地・林業不適地といった自然条件の課題を抱えつつも公益的機能に配慮した効率的な伐採計画により収支の均衡を目指す計画。

しかし、長期経営計画策定以降の状況変化によって、この**均衡が崩れ始めている**。



< 状況変化 >

- 航空レーザ計測によって森林情報を精緻に把握
→成長量の低下、木材利用率の低下が発覚
- 公益的機能に配慮した伐採・搬出方法の選択
→伐採エリアの縮小、伐採回数の低下が発生
- 林業を取り巻く経済情勢
→木材価格の下落、伐採コストの増大



STEP 03 課題解決の方向性検討

(2) 収支の不均衡は林業公社経営が抱える本質的・構造的な課題

「物質生産機能は、環境保全機能とトレードオフの関係」にあり、異質の原理に基づく機能といえる」

(日本学術会議答申 平成13年11月 「森林の多面的な機能の評価について」 から抜粋)

★ポイント

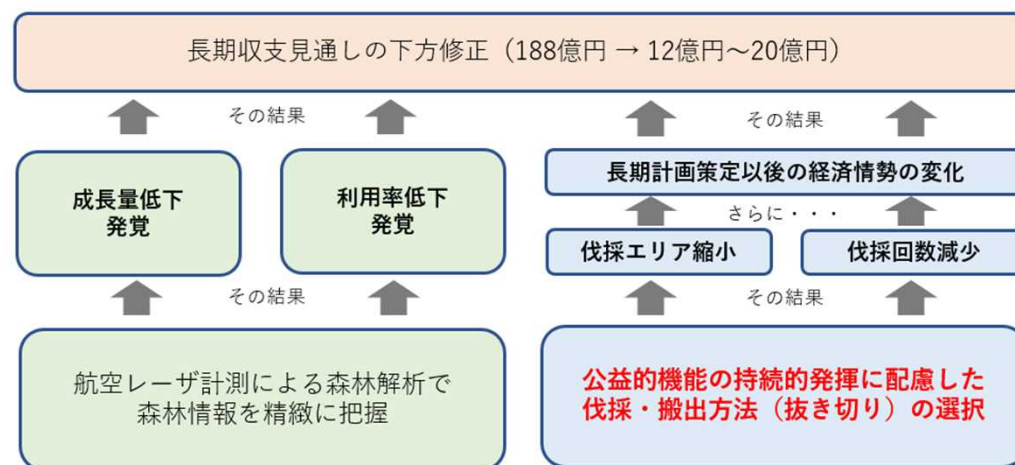
林業公社経営においては、

『公益的機能』と『木材生産』がトレードオフの関係

- ・自然条件の実態が明らかになり、さらに経済面の脅威が深刻化したことで、全国の林業公社が慢性的に抱える収支採算性の問題が造林公社でも顕在化・表面化。

→これは、滋賀県造林公社に限った問題ではない。

公益的機能に配慮した結果、収支不均衡を招いている



(3) つまり、長期経営計画の修正とは・・・

①回避戦略（長期経営計画の下方修正）

公益的機能に配慮し、**債務弁済目標を下方修正、公社経営をスケールダウンさせる**

<もしくは、>

②撤退戦略（長期経営計画の廃止）

収支の均衡を諦めて、**長期経営計画を廃止、公益的機能の持続的発揮に特化させる**

STEP 03 課題解決の方向性検討

(4) 分収造林事業に対する現状認識

★公益性

◎ 公社事業地は、造林公社による適正な管理によって**森林の公益的機能を持続的に発揮**。

理由	●県内災害発生時にも、公社事業地では山腹崩壊等の災害発生なし
----	--------------------------------

★収益性

- × 長期経営計画策定時から木材価格が下落、事業コストが上昇したことで、結果的に、**分収造林事業による188億円の債務弁済スキームが実質的な破綻状態**に陥っている。
- × 債務整理の実施も含め、公社経営および長期経営計画を実態に則した内容に改善の必要

理由	●公益的機能に配慮した伐採方法（抜き伐り）とし、搬出方法を車両系作業システムとしたことで、結果的に収益が見込まれない事業地が増加 ●今後の木材価格の大幅な上昇は見込めず、伐採収入による経営改善は非常に困難 ●このまま分収造林事業を継続したとしても、188億円の債務弁済のメドが立たない
----	---



STEP 03

課題解決の方向性検討

(5) 長期経営計画修正案

計画のスケールダウン(回避戦略)

債務弁済額を下方修正することで、公社経営のスケールダウンを行い、収支の均衡を改善する。



案1：

現在の伐採・搬出方法を維持した上で、**長期収支試算額（最大20億円、最小12億円）**まで債務弁済目標額を下方修正する。

案2：

公社事業地での皆伐を解禁し、最大限収支採算性を高める。
それでも弁済が見込まれない債務は下方修正する。

<今後のリスク>

- ・ 更なる状況変化によって、将来に再度のスケールダウンが必要となるおそれ。
- ・ 皆伐の解禁による再造林の実現可能性
- ・ 皆伐の解禁による公益的機能の低下
- ・ 皆伐の解禁による災害発生リスク

長期計画廃止(撤退戦略)

今後の更なる状況変化等の可能性も勘案し、計画上の収支均衡を諦める。



- ・ **分収造林事業を廃止し、長期経営計画も廃止**する。

<今後のリスク>

- ・ 現時点で、今後の伐採収益も放棄することになるため、将来に社会経済情勢が上向いた際に、損をする可能性。
- ・ 分収林契約者との関係、契約の解除
- ・ 公社林のもつ公益的機能への影響

STEP 03 課題解決の方向性検討

(6) 長期経営計画修正後の姿

計画のスケールダウン(回避戦略)

債権放棄(168億円)
による計画のスケールダウン

公社の経営期間
(45年間)

残りの経営期間(45年間)は公社を継続し、
分収造林事業による債務弁済を進める。

(県) 公社の維持に必要な経費約2億円/年を
45年間負担する。(計90億円を負担)

(公社) 分収造林事業を継続し、45年間の経営期
間で、最大約20億円の伐採収益を稼ぎ、
債務を弁済。

- ・この時点で債務を完済できていなければ、再度の債権放棄
- ・残った公社林は、契約満了により、所有者へ返地
- ・公社は、全契約満了に伴い、解散

公社解散後は

長期計画廃止(撤退戦略)

分収造林事業の廃止

移行期間
(10年程度)

移行期間内に、分収造林事業の廃止に向けた各種
手続きを進める。

(県) 移行期間中に必要な経費約2億円/年を
負担する。(計20億円)

(公社) 全分収林契約(約2,000件)の解除
→森林を所有者へ返地

分収造林事業廃止後は・・・

- 原則、所有者責任による森林整備・管理
- 所有者による管理が難しい森林は、市町が森林経営管理
制度により整備・管理を行う。
- 採算性の高い森林は、森林組合を中心とした施業

公社の存廃・その後の役割は別途検討

第3回滋賀県分収造林事業あり方検討会 出席者名簿

1. 委員

氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	WEB出席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	欠 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	出 席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	WEB出席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	欠 席

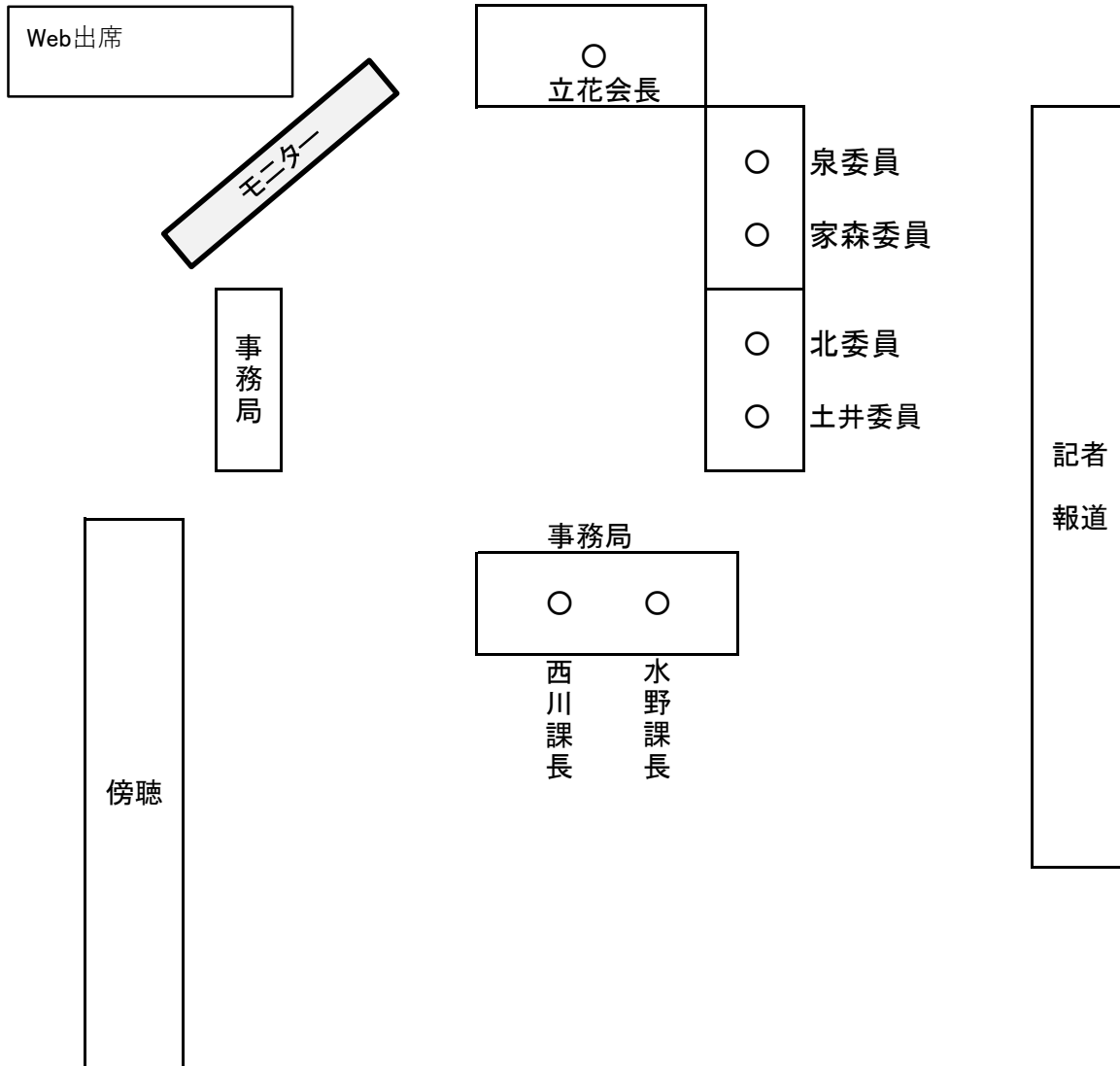
2. 事務局

氏名	主な役職
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

資料2

第3回分収造林事業あり方検討会 座席表

県庁北新館
5-D



(出入口)

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第3回滋賀県分収造林事業あり方検討会

『今後の検討の方向性について』

令和7年(2025年)2月20日(木)
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

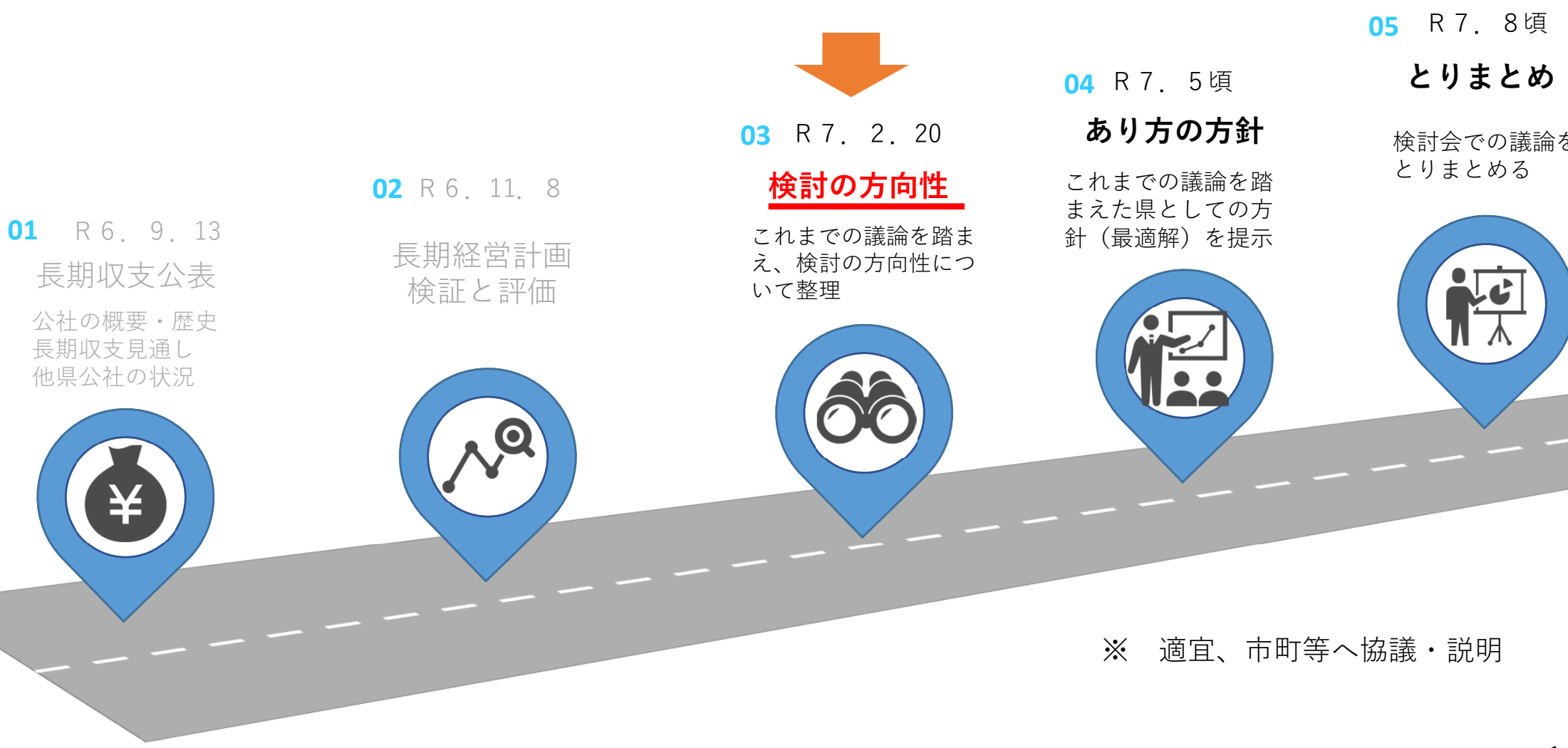
目次

contents

1.	検討スケジュールの変更	1
2.	前回までの検討状況.....	2
3.	論点整理	3
4.	論点検討.....	4
5.	想定されるあり方の方向性.....	10

➤ 検討スケジュール

○ 当初、3回目の検討会で今後の方針を議論するスケジュールとしていたが、まだ検討や議論が尽くされていない論点があるため、検討スケジュールを変更し、今回は、前回までの議論を踏まえた方向性について論点整理を行うこととする。



➤ 前回までの検討状況

➤ 第1回検討会の振り返り

伐採可能材積量の試算



長期収支見通しの試算

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

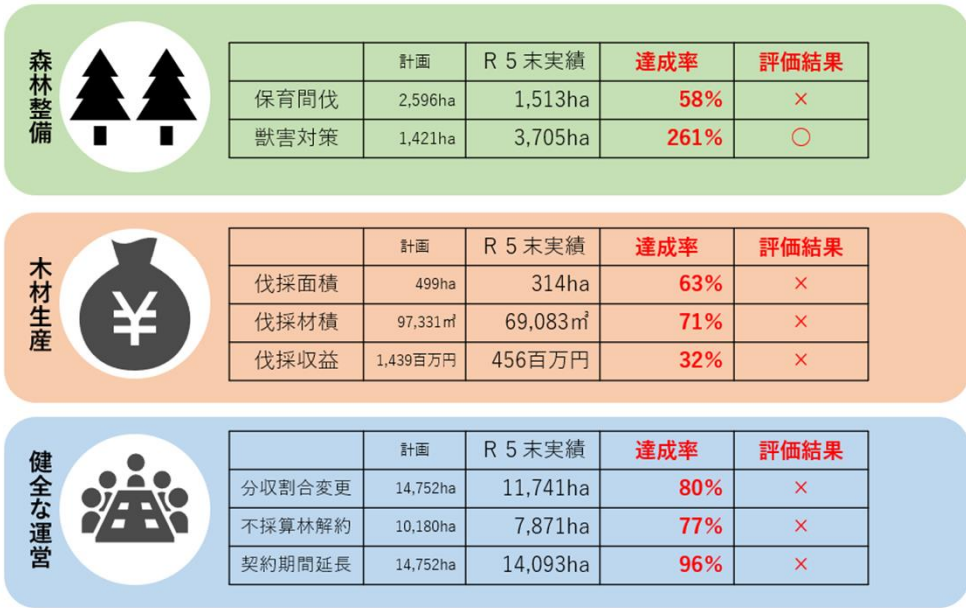
★伐採収益を原資に債務を弁済するスキームでは、債務弁済のメドが全く立たない
長期経営計画で定める債務弁済の達成が困難な状況

➤ STEP 02 SWOT分析

分析：公社経営に対する脅威から回避、撤退するために**長期経営計画の修正が必要**

		外部環境要因	
		【O：機会】	【T：脅威】
		・森林経営管理制度、環境譲与税の創設 ・地球温暖化を背景とした企業の森林への投資意欲の高まり ・木質バイオマスへの関心の高まり ・新技術の活用による省力化、低コスト化	・人口問題（少子高齢化） ・木材価格の低下、事業コストの増大 ・奥地林（条件不利地）の存在 ・生育条件による品質低下
内部環境要因	【S：強み】	推進戦略 (強み×機会) ・公益的機能の持続的発揮に配慮した施業のさらなる推進 ・森林価値の積極的説明と理解促進 ・J-クレジット創出	回避戦略 (強み×脅威) ・森林資源情報を活用した効率的な整備 ・事業地の実態に則した計画内容への修正
	【W：弱み】	改善戦略 (弱み×機会) ・市町と連携した森林経営管理制度による不採算林のフォローアップの強化 ・企業連携による森林整備 ・C材、D材（林地残材）の積極的な生産	撤退戦略 (弱み×脅威) ・長期収支見通しの下方修正 ・分収造林事業の廃止

➤ 長期経営計画における経営評価結果（R6.11時点）

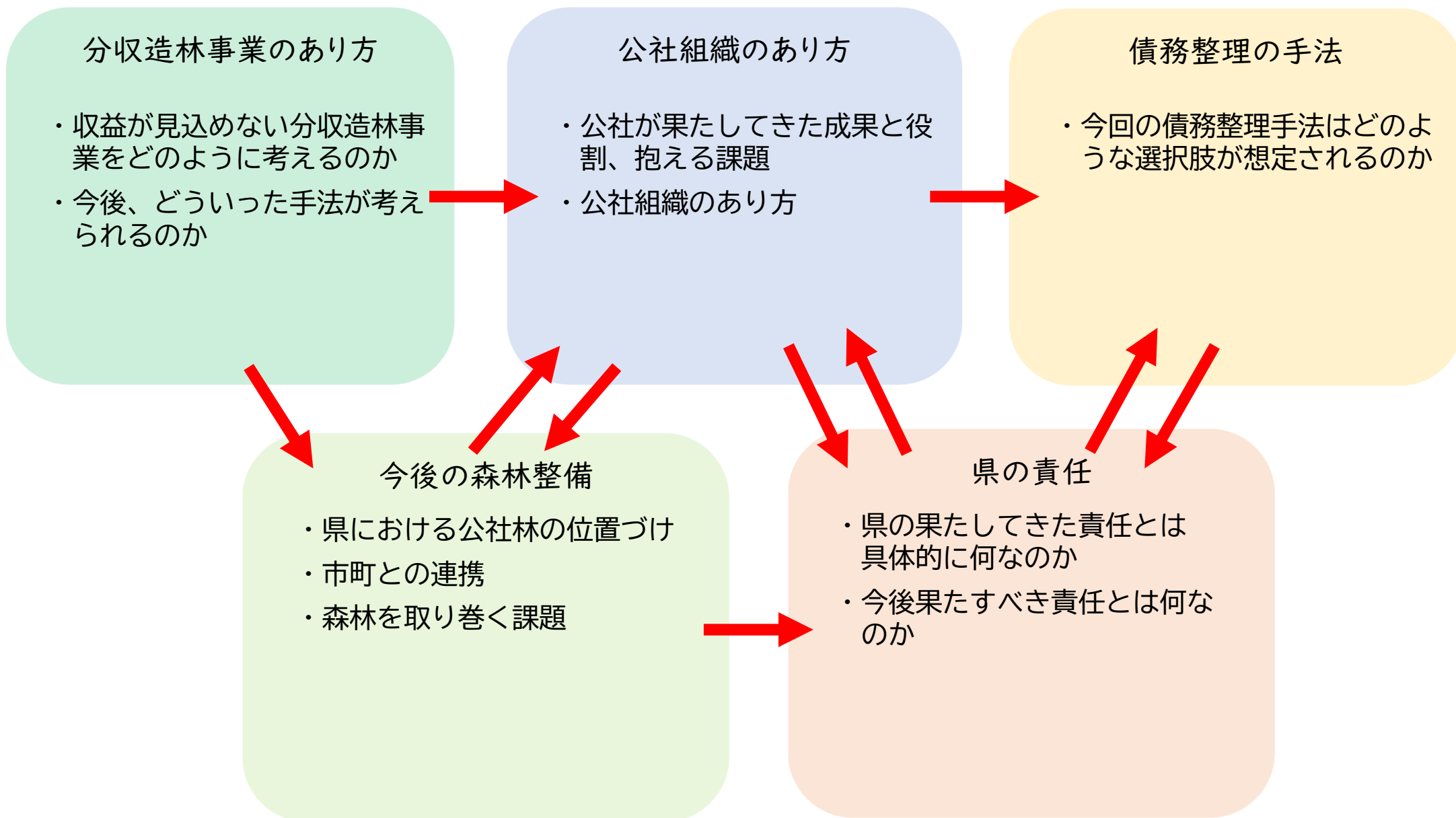


- 木材価格が低迷する現在の社会経済情勢では、伐採収益を原資に債務を弁済するスキームが事実上破綻状態
- 公社経営に影響を及ぼす外部環境要因を公社の経営努力だけで、対処・回避することは極めて難しい
- そのため、木材価格が大幅に上昇したり、生産性や効率性が飛躍的に上昇するような技術革新が起こらない限り、目標の下方修正や事業からの撤退を視野に検討せざるを得ない
- 一方で、今後の森林整備に対する懸念や危機感についてのご意見、ご批判も多くいただいております。将来の森林のあり方を含めた**トータルコーディネートが必要と認識**



論点整理

○これまでの検討会での議論・検討を踏まえ、さらに議論が必要な論点を抽出



論点検討① 県の責任

★ 委員からの主な意見

- ・ 将来的な森林管理から県が撤退することは絶対に避けるべき。
- ・ 県が市町に任せることなく、継続して公益的機能について考えることが必要ではないか。
- ・ 滋賀県は琵琶湖を預かっている。水源林を守る意味でも奥地林を含めてより良い森林を目指すのが、滋賀県全体にとっても賢明な考え方ではないか。

県が造林公社を通じて果たしてきた責任とは・・・

県民への責任

- ・ 900億円超の債務免除を行い存続させた造林公社の経営改善を行う責任
- ・ 二度と同じ過ちを繰り返さないために指導・監督、助言を行ってきた

<現状>

- 経営改善を果たせず計画が破綻
- 2度目の造林公社問題解決へ

自然への責任

- ・ 県内に人工的に造林した約2万haの針葉樹林の管理責任
- ・ 森林の循環利用による適度な森林環境の形成と生態系保全への寄与

<現状>

- 分収造林事業を通じた公社林管理
- 森林を取り巻く新たな課題の発生

下流への責任

- ・ 琵琶湖総合開発に基づき、下流自治体の支援を受け、拡大造林を実施
- ・ 琵琶湖保全再生法の制定、施行
- ・ 以降、下流域への水供給のため、琵琶湖の水源林を守り育ててきた

<現状>

- 琵琶湖を国民的資産に位置付け
- 湖沼の大切さを世界へ発信

これから果たしていくべき県の責任は・・・

県民への責任

子どもに課題を残さず、**造林公社問題の真の解決を目指す責任**

自然への責任

県内の森林（奥地水源林）に寄り添い、**琵琶湖や生態系と共に生きる責任**

下流への責任

将来的に森林の水源涵養機能を維持し、近畿1,450万人の**水源を守り続ける責任**

論点検討② 分収造林事業のあり方

- ◎ 委員の意見を踏まえ、事業継続により公社経営を成り立たせることは限りなく困難であると認識。
- ★ 今後の方向性として、**事業の廃止（収束）**もしくは、**皆伐再造林の選択肢を検討**

◎ 委員からは事業の継続に対して厳しい意見

- ・ 長期経営計画は意味を成していないのではないか
- ・ 分収造林事業で採算が採れないのは明らか
- ・ 188億円に見合う伐採収益を出すのは不可能
- ・ 採算林で皆伐再造林してはどうか



◎ 長期経営計画の分析（第2回）

- ・ 長期経営計画はほとんどの項目で未達成。
- ・ 特に伐採収益の項目は計画比32%の進捗
- ・ 公社経営に対する脅威を公社努力だけでは解決不可能
- ・ 回避、撤退のための計画修正が必要

案1 短期的に廃止

<手法>

- ・ 2～3年で契約を解除し、森林を所有者へ返還
- ・ 残債権全額を整理することで事業廃止

<想定スケジュール>

2～3年後の廃止を目指して

事業打ち切り

契約解除交渉

債務整理協議・債務整理実行

事業廃止

後継体制移行

メリット

県の財政的負担が無くなる
将来の不確定要素に左右されず、
迅速な問題解決が可能

デメリット

事業中止に伴う生産量の低下と市場への影響の可能性
契約者との信頼関係悪化の懸念
森林組合へ負担が集中

案2 中長期的に収束

<手法>

- ・ 一定の条件を満たす事業地のみで搬出間伐
- ・ 並行して、契約解除・債務整理を進める
- ・ 概ね5～10年後を目途に事業収束を図る

<想定スケジュール>

5～10年後の事業収束を目指して

段階的な事業収束

契約解除交渉

債務整理協議・債務整理実行

後継体制検討・関係機関協議

後継体制へ移行

事業収束

メリット

段階的な収束を図ることが可能

デメリット

県の財政的負担が当面の間継続
事業収束に伴う生産量の低下と市場への影響の可能性

案3 皆伐・再造林後に収束

<手法>

- ・ 再造林可能な採算林で公社が皆伐再造林を実施
→完了後契約解除、保育は所有者責任
- ・ 完了後に残った事業地の契約を解除し廃止

<想定スケジュール>

R 8以降期限を定めずに

事業地の選定・調査

皆伐・再造林

債務整理

不採算林の契約解除交渉

後継体制検討・関係機関協議

後継体制へ移行

事業収束

メリット

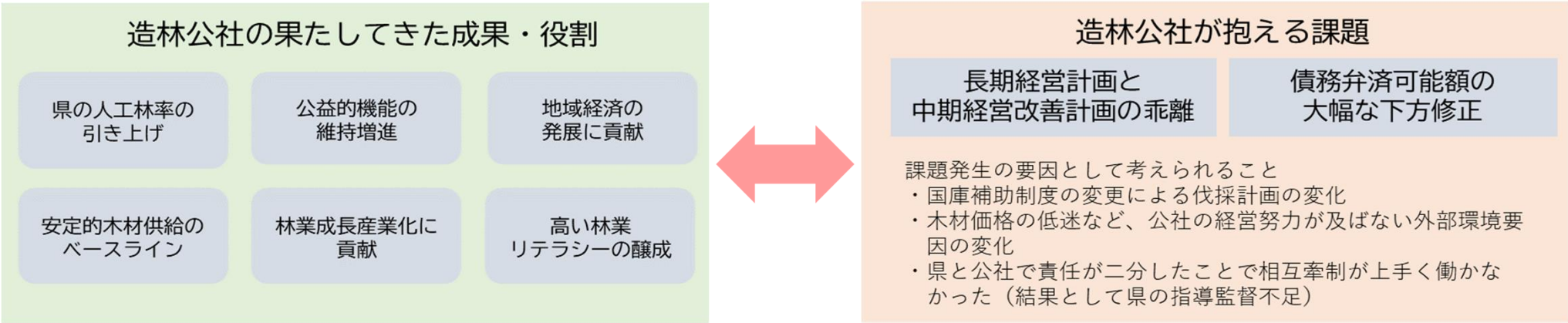
当面の間、一定の生産量を維持
伐採収益による債務圧縮効果
長スパンでの弾力的な体制移行

デメリット

県の財政的負担が長期間継続
皆伐による水源涵養機能への影響
再造林への不安・保育費用の捻出

論点検討③ 公社組織のあり方

- ◎ 公社の果たしてきた事業成果や役割については大きく評価。県勢発展の一翼を担ったと認識。
- ◎ 一方で県財政には歴史に残る大きな傷跡を残し、今般債務問題が再燃。再度のあり方検討を実施。
- ★ 今後の方向性として、「解散」、「経営を縮小し存続」、「新たな役割を与え存続」、「県組織に吸収」の4案で検討



①解散

- ・ 再度の債務整理が必要となる点や、長期経営計画、分収造林事業破綻のケジメを付ける意味も込め、公社を解散。

メリッ ト	県の財政的負担が無くなる
デメ リット	公社プロパー職員の 処遇調整 県としての責任の果たし方に疑問

②経営を縮小し存続

- ・ 事業縮小、資産整理の上で存続させる。
- ・ それでも今後も一定規模の財政的支援（公金投入）の継続が前提。

メリッ ト	現状体制の維持により対外的影響を最小限に抑える
デメ リット	県の財政的負担が継続 県民理解が得られるか 事実上の問題解決の先送りに過ぎない

③新たな役割を与え存続

- ・ 公社に分収造林事業廃止後の新たな役割を与えて存続させる。
- ・ それでも一定規模の財政的支援（公金投入）の継続が前提。

メリッ ト	公社という団体が残ること で後継体制への移行がスムーズ
デメ リット	県の財政的負担が継続 新たな役割の担い手として公社がふさわしいのか

④県組織に吸収

- ・ 公社は解散とするが、現行体制を県組織に吸収し、県直営の後継体制として活用
- ・ 公社会計は、特別会計とし区分経理

メリッ ト	県のリソースを柔軟に活用可能 責任の所在を県に一元化
デメ リット	機動性や柔軟性、会計の透明性の低下

論点検討④ 債務整理

委員意見：今回の債務整理においてはどんな手法がとれるのか。

全国的には第三セクター債による債務整理が多い

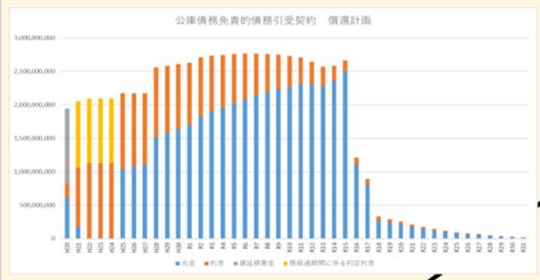
○他都府県の公社の存廃の状況は以下のとおり。（「★」は第三セクター債活用（10府県））

区 分		内 容
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1 県)	群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率 6 割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡
	直営で管理 (5 県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)
	森林組合へ委託 (8 府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、広島県 (H27★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)
公社存続	公社継続 【債務整理】 (2 県)	宮城県 (H25★)、 <u>滋賀県 (H22)</u>
	公社継続 【経営改善】 (21 都県)	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、長野県、岐阜県、兵庫県 (※)、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県

滋賀県では、前回、特定調停を選択

<公庫債務 → 滋賀県が免責的債務引受>

引き受け債務総額：690億円
（元金：444億円 利息等：246億円）
弁済期間：2008年～2049年（42年間）



<各団体からの借入金>

<旧滋賀県造林公社>
債務について、今後の弁済可能額を一定の割引率で現時点まで割り戻し、現在価値額を算出。現在価値額の受け取り方法および債権放棄額を以下 2 案から、各団体の判断により選択した。
将来の経営で弁済可能な総額：67億円 割引率 4 %（特定調停で決定）
★現在価値額：約31億5,000万円

①一括弁済（滋賀県が一般財源により資金を準備）
・現在価値額で一括弁済を受け、債権額との差額を債権放棄
大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団

②長期分割弁済（公社が伐採収益により資金を準備）
・現在価値に割り戻さず、今後の伐採収益から長期分割弁済
・債権額と弁済可能額の差額を債権放棄
滋賀県（残債権約65億円）、兵庫県（残債権約2億円）

<旧びわ湖造林公社>
債務について、今後の弁済可能額を将来の伐採収益により長期分割弁済を行う。 滋賀県（残債権約121億円）

○ 今回の場合、債務整理についてはいくつかの手法が想定される

①任意整理

- ・ **当事者間での任意での協議**により債務整理を行うもの
- ・ 一括弁済、一部弁済、債権放棄などの柔軟な解決策が模索可能。
- ・ 債務整理に法的根拠が伴わないため、丁寧な説明が必要。

②特定調停

- ・ 債務者の経済的再生を図るため、債務者の負っている**金銭債務の利害調整を裁判所を通して行う手続き**
- ・ 前回と同様の選択肢となるため、再度、**債務の大部分の圧縮が予想**される。

③破産整理

- ・ **債権者もしくは債務者が裁判所へ破産申し立て**を行い、破産管財人を立て、債務整理を行う。
- ・ **公社財産の売却により弁済資金を捻出**するが、債務全額に充当できなければ債権放棄することになる。

現時点では、**全ての選択肢についてフラット**な状況。今後の方向性としては、早期の解決を目指し、どの手法を選択するのも含めて、**当事者間での任意協議を早急に進めたい。**

論点検討⑤ 今後の森林整備

視点① 滋賀県における公社林の位置づけ

滋賀県の人工林面積における公社林面積の割合は全国トップ

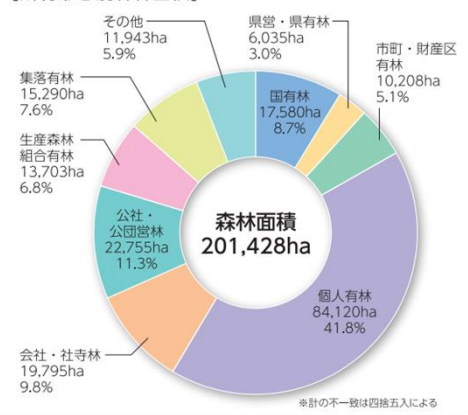
滋賀県	16.04%	秋田県	5.89%
富山県	13.63%	埼玉県	5.09%
石川県	13.46%	宮城県	4.50%
岡山県	12.19%	福島県	4.45%
長崎県	10.52%	鹿児島県	3.95%
島根県	10.09%	高知県	3.38%
鳥取県	9.95%	徳島県	3.17%
山形県	8.32%	長野県	2.89%
兵庫県	8.15%	熊本県	2.77%
山口県	6.74%	宮崎県	2.36%
新潟県	6.24%	和歌山県	1.51%
岐阜県	6.23%	東京都	0.04%

他県と比べても公社林の重要度は高い

＜さらに・・・＞

滋賀県では4割が個人有林

【所有形態別森林面積】



県が行うゾーニングでは環境林に位置付け

奥地水源林としての役割が大きい



契約を解除すれば、大半の公社林が個人有林へ
将来的な奥地水源林の管理に大きな不安

視点② 市町による経営管理の実情

滋賀県の実情として、林業専門職員は滋賀県に集中

	滋賀県	19市町計
林業職員数	125人	4人

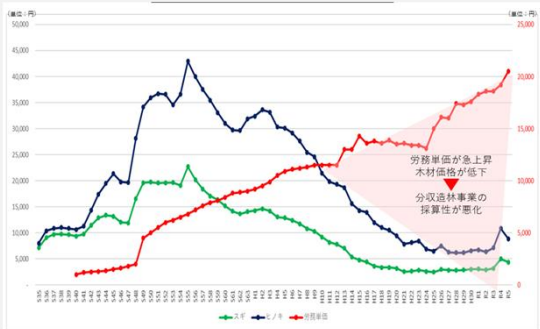
森林経営管理制度の進捗状況が全国平均以下

意向調査実施率	5%
全国平均実施率	10%

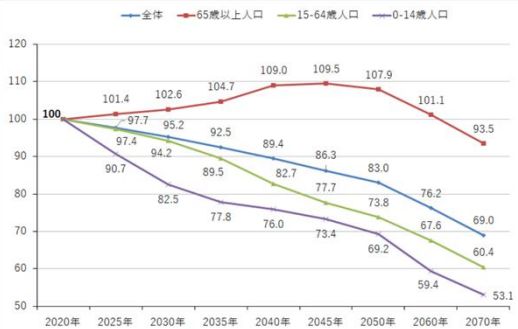
市町の専門性、マンパワー不足が深刻化

視点③ 森林を取り巻く社会問題

木材価格と労務単価の推移



年齢区分別の人口推移予測

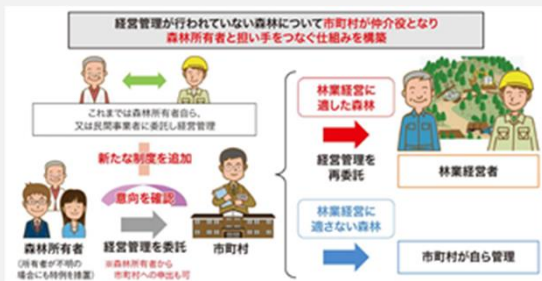


林業採算性の低下に森林所有者の少子高齢化が拍車をかけ、**未整備森林、放置林の増加が懸念**される。

論点検討⑤ 今後の森林整備

視点④ 奥地水源林は誰が守るべきなのか

現状、市町が森林経営管理制度に基づき管理
県は市町の取組を側面支援



前述の市町の体制、
県の関わり方を踏まえ
れば、今の取組では、
どう頑張っても奥地水
源林の保全はできない。

県（公社）の役割の見直しを含め、奥地水源林管理のための
新たな仕組み・体制が必要ではないか？

視点⑤ 奥地水源林の管理の重要性

◎滋賀県の森林は

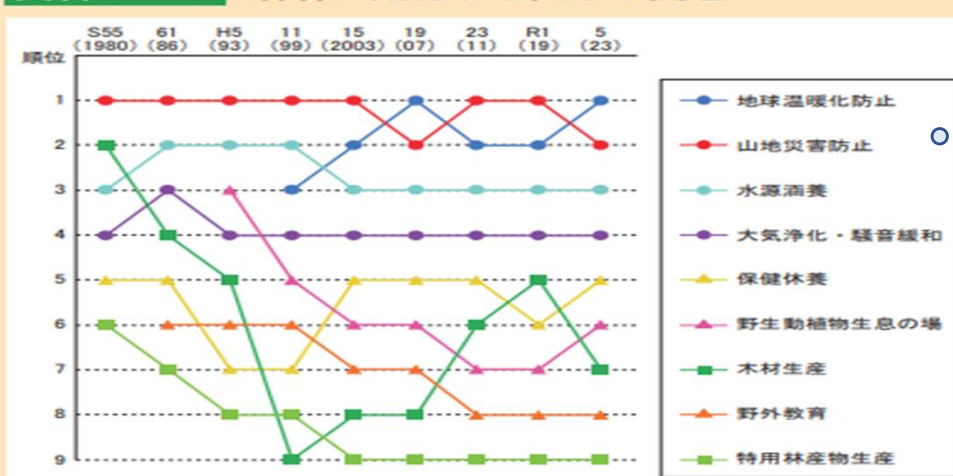
- 近畿1,450万人の暮らしを守る水源林
- 貴重な二酸化炭素の吸収源
- 生物多様性の宝庫
- 緑の社会資本

社会経済情勢の変化により、
放置林、未整備森林の増加が懸念

森林の公益的機能の
低下につながるおそれ

視点⑥ 県民・下流府県民が何を求めているのか

資料Ⅰ-4 森林に期待する働きの変遷



※令和5年度森林・林業白書から抜粋

現実と理想に
ギャップ

森林の公益的
機能発揮への
期待が大きい

今後の方向性としては、**県で管理・公社で管理・県と市町の広域連携による管理**の3案を想定
具体的な方法論については、森林審議会では審議・検討

➤ 想定されるあり方の方向性

- 議論活性化のため、各論点で示した選択肢を組み合わせた方向性を4 案例示
- 次回の検討会では、今回の議論を踏まえた県としての最適解をあり方の方針として提示したい

方向性案		概要
短 ↑ 問題解決にかかる時間 ↓ 長	案 1	分収造林事業：短期的に廃止 公社組織：解散 森林整備：全契約を解除→所有者責任による管理へ
	案 2	分収造林事業：中長期的（5 年を目途）に収束 公社組織：経営を縮小し存続 森林整備：採算林 → 森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林 → 公社で公的管理
	案 3	分収造林事業：中長期的（5 年を目途）に収束 公社組織：解散し、県組織に吸収 森林整備：採算林 → 森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林 → 県と市町の広域連携による公的管理
	案 4	分収造林事業：採算林を皆伐再造林後に収束 公社組織：木材搬出 + 新たな役割を与え当面存続 森林整備：不採算林は公社による公的管理を当面継続

第4回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	WEB出席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	出 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	WEB出席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	出 席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出 席

2. 事務局

氏名	主な役職
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部技監
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

資料2

第4回分収造林事業あり方検討会 座席表

県庁北新館
5-A

Web出席
土井委員、浅見委員

モニター

事務局

傍聴

○
立花会長

○ 泉委員
○ 家森委員
○ 北委員
○ 新永委員
○ 久保委員

記者
報道

事務局

西川
技監
水野
課長

(出入り口)

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

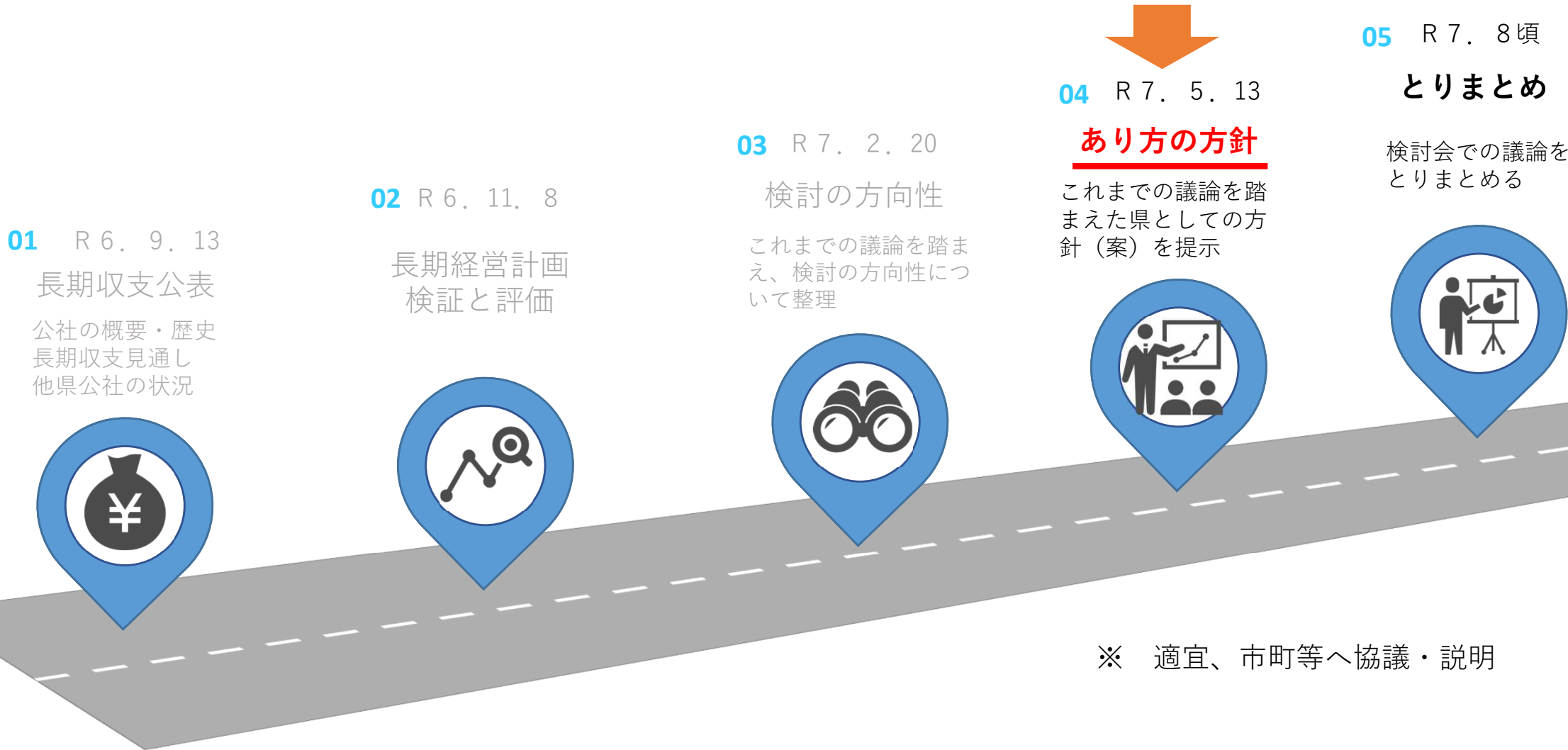
第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 4 回 滋賀県分収造林事業あり方検討会
令和 7 年（2025 年）5 月 13 日
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

一般社団法人滋賀県造林公社の行う 分収造林事業のあり方の方針（案）

➤ 検討スケジュール

○今回は、これまでの議論を踏まえた「あり方の方針（案）」について議論



第3回分収造林事業あり方検討会の検討状況

- 公社問題を通じて**県が果たすべき責任を前提に**、分収造林事業のあり方、公社組織のあり方、今後の森林整備のあり方について、**想定される方向性を示し議論を行った。**

県民への責任

子どもに課題を残さず、**造林公社問題の真の解決を目指す責任**

自然への責任

県内の森林（奥地水源林）に寄り添い、**琵琶湖や生態系と共に生きる責任**

下流への責任

将来的に森林の水源涵養機能を維持し、**近畿1,450万人の水源を守り続ける責任**

<分収造林事業のあり方>

- ★ 今後の方向性として、**事業の廃止（短期・中長期的）もしくは、皆伐再造林の選択肢を検討**

<公社組織のあり方>

- ★ 今後の方向性として、「**解散**」、「**経営を縮小し存続**」、「**新たな役割を与え存続**」、「**解散し、県組織に吸収**」の4案で検討

<今後の森林整備のあり方>

- ★ 今後の方向性として、**県で管理・公社で管理・県と市町の広域連携による管理**の3案で検討

これまでの3回のあり方検討会での検討状況を踏まえ、現時点で、滋賀県として考える分収造林事業のあり方、公社林整備のあり方、公社組織のあり方について、その方針(案)を提示する。

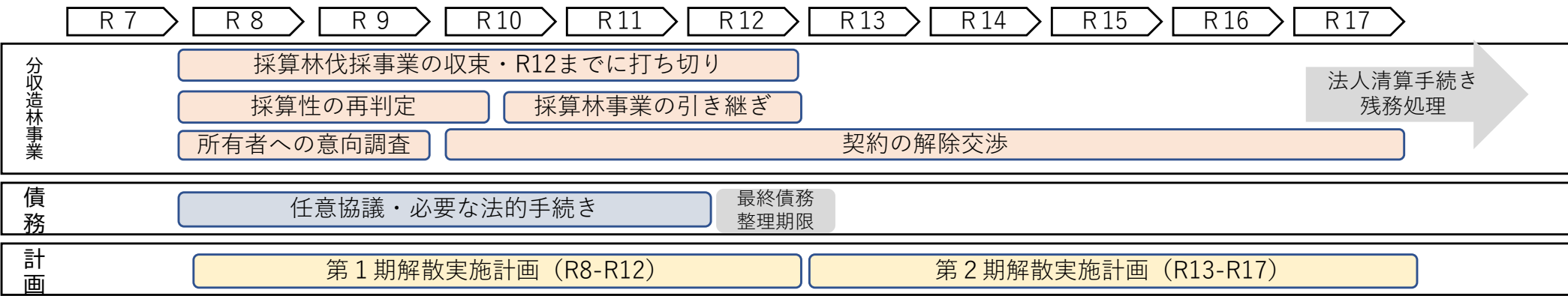
分収造林事業のあり方

★ 分収造林事業のあり方の方針（案）

現在の社会経済情勢下では、伐採収益で総額約188億円の債務弁済を行う事業スキームは実質的に破綻状態である。そのため、これまでの経営に区切りをつけ、将来に持続可能な森林整備の形へ移行するために、造林公社が行う分収造林事業は中長期的（5～10年を目途）に収束させる方針とする。

事業収束に向けた基本方針

分収造林契約の取り扱い	採算林の伐採	債務整理	長期計画・中期計画
契約満了を待たずに、 契約上の公社の持分を放棄する形で、契約の合意解除 を行い、 森林の所有権を土地所有者へ返還 する。	県として、分収造林事業の継続によって 債務弁済を受ける目的での団体運営費の支援は、継続できない。 団体運営費支援が無くなる前提で、採算性を再判定し、事業収束に向けて、 採算林伐採事業の打ち切りを図る。	整理の必要な債務額のうち、少なくとも、滋賀県が保有する債権については、将来的な全額放棄を念頭に、 債権者－債務者間で債務問題の解決を図るための任意協議を進める。	中期経営改善計画は、令和7年度末に、長期経営計画は、債務整理に目途が立った段階で、廃止する。 今後は、 5年を計画期間とする解散実施計画を策定 し、必要な手続きを進める。

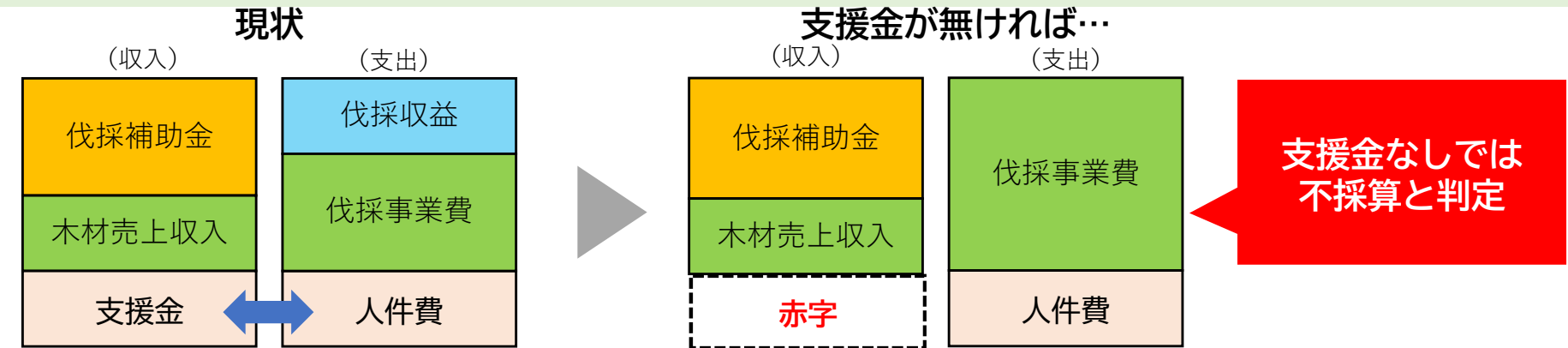


分収造林事業のあり方（運営費支援の考え方）

- 県は公社へ団体運営費支援として毎年度約2億円を拠出。公社は、この支援金を経営の基礎として分収造林事業を実施し、伐採収益から債務弁済を実施している。
- 毎年度の債務弁済は平均約6,000万円で、**県の資金収支上は毎年度1.4億円の赤字が累積し続ける状況**
- 県としては、このまま事業を継続したとしても**債務全額の弁済が不可能な見込み**であれば、これ以上、**分収造林事業を継続する目的での団体運営費支援は継続できないと判断。**



- 公社では、**分収造林事業にかかる人件費を県からの団体運営費支援金で充当することを前提**に、事業地の**採算性を判定**している。
- 団体運営費支援金が無ければ、**ほぼ全ての事業地で不採算林判定**になると推察される。



一般社団法人滋賀県造林公社の組織のあり方

<あり方検討会での組織のあり方に関する主な意見>

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・県と公社に責任が分離した状態でお互いに牽制がかからなかったことがこの問題の原因ではないか。
- ・採算林と不採算林を同時に扱ってきたことが公社に関する判断を歪ませてきた一つの要因。
- ・今後の公的な役割が環境林整備や森林管理に特化するのであれば、担う組織に機動性や柔軟性は不要。
- ・環境林整備に特化するのであれば、安定的な管理や政策決定、県全体の森林を俯瞰した政策判断が必要。

◎分収造林契約解除後の公社林の取り扱い（案）

採算林

- ・森林組合をはじめとする民間林業事業体へ伐採事業を引き継ぎ、**林業経営を推進**する。

不採算林

- ・所有者管理が難しい森林を対象に、**公的管理を推進**する。

あり方検討会での議論を踏まえ、
今後の公的役割は、不採算林への
環境林整備・森林管理に特化する

★ 公社の組織のあり方の方針（案）

造林公社は、分収造林事業の収束が
完了した段階で**解散する**。

※事業収束までの間、団体存続に必要な県からの支援は継続する。

公社林整備のあり方（案）

既に林業公社を解散した自治体の多くが採算林を対象にした県営林化による公的管理を選択

区 分		内 容
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1 県)	群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率 6 割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡
	直営で管理 (5 県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)
	森林組合へ委託 (8 府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、広島県 (H27★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)



★は三セク債の活用により林業公社を清算

<分析>

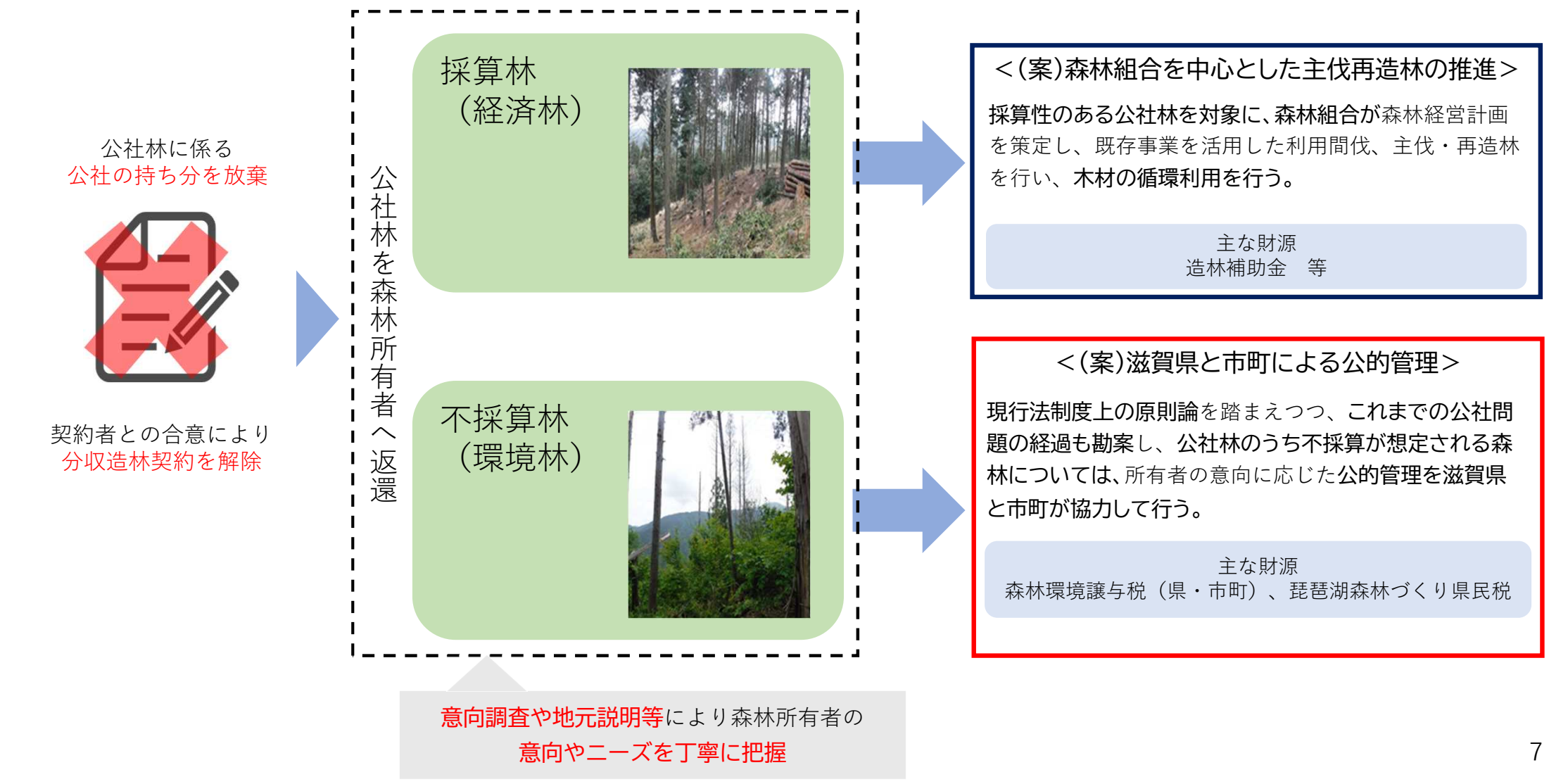
県営林化とは、自治体が林業公社の分収造林契約を引き継ぐことであり、分収造林事業の根本的な解決には至っていないと評価。また、分収造林事業の継続には多額の行政コストが生じるおそれ。

<あり方検討会委員からの今後の森林整備に関する意見>

- ・ 森林の公益性を維持管理するために、所有者に代わって、収益性のない森林の管理を行うという方向性はあるのではないか。
- ・ 採算林は民間にお任せし、自治体は公益的機能を守るための不採算林の整備、管理に特化すればどうか。

公社林整備のあり方（案）

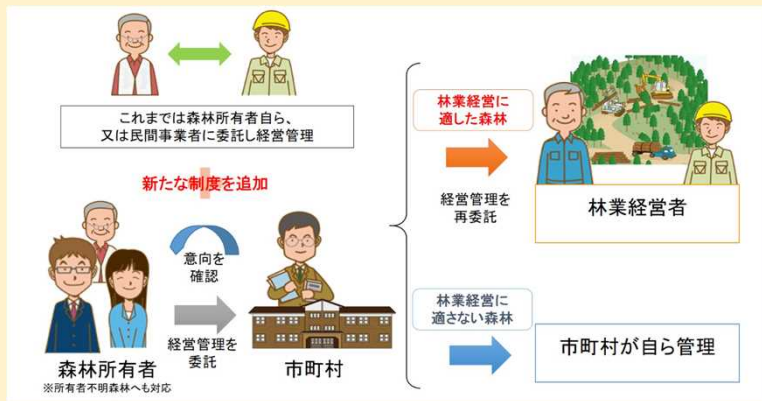
○ **県民への責任、自然への責任、下流への責任を果たす**とともに、未だ見えぬ未来を想い琵琶湖の保全を目的に造林を行った**造林公社のレガシーを継承**し、“よりよき祖先”の視点から森林の持つ水源涵養機能を将来に渡し持続的に発揮させるため、未整備森林の解消を目的に、**所有者自身による管理が難しい公社林を、滋賀県と市町の連携による公的管理によって守り育てていくこと**としたい。



奥地水源林（公社林含む）の管理について

<原則論>

- ・原則（民法上・森林経営管理法上）森林管理は所有者責任
- ・所有者が管理できない森林は森林経営管理制度により市町村の責任で管理することとなっている。



<県と市町の役割分担>

平成31年4月1日に策定した「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」で、以下のとおり整理。

	琵琶湖森林づくり県民税	森林環境譲与税
使途の考え方	環境重視と県民協働の視点に立った施策で、 森林経営管理法に基づく市町の支援等以外	森林経営管理法に基づく施策
県の使途	水源涵養などの機能が広域に発揮される奥地での針広混交林化 等	森林経営管理法に基づく市町の支援 等
市町の使途	ニホンジカの捕獲、モデル的な木造公共施設整備、森林環境教育 等	放置森林の整備と境界の明確化 、地域の森林整備促進につながる県産材の利用 等

公社林（不採算林）の契約解除後は、所有者責任による管理 or 森林経営管理法に基づく市町管理が原則

ただし・・・

<課題>

- ・森林経営管理法については、制度創設から5年以上が経過しているが、全国的に実施率が低い。滋賀県でも様々な課題があり、全国平均以下の実施率に留まる状況と認識。

	滋賀県	19市町計
林業職員数	125人	4人
意向調査実施率		5%
全国平均実施率		10%



<造林公社問題のこれまでの経緯>

- ・滋賀県が設置した造林公社で県内2万haで造林事業を実施。
- ・将来に持続的な水源涵養機能の維持保全を条件に多額の債権放棄を下流自治体をお願いしてきた経過。

奥地水源林（公社林含む）について、
県と市町が協力して整備、管理できる体制
（組織、財源、情報）の構築について検討したい。

第5回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	出 席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	出 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	出 席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	WEB 出席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出 席

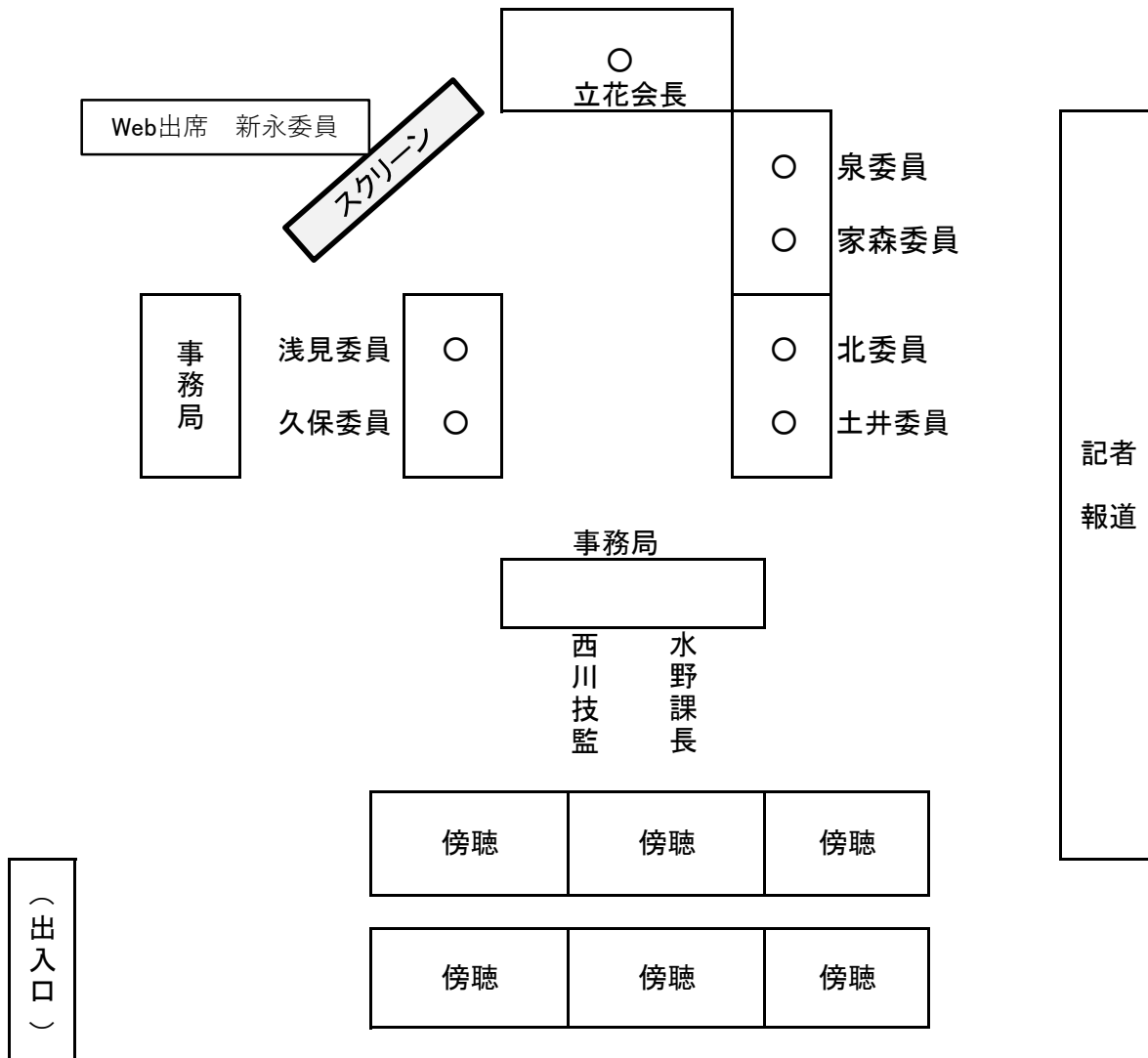
2. 事務局

氏名	主な役職
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部技監
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

資料2

第5回分収造林事業あり方検討会 座席表

大津合同庁舎
7-A



滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

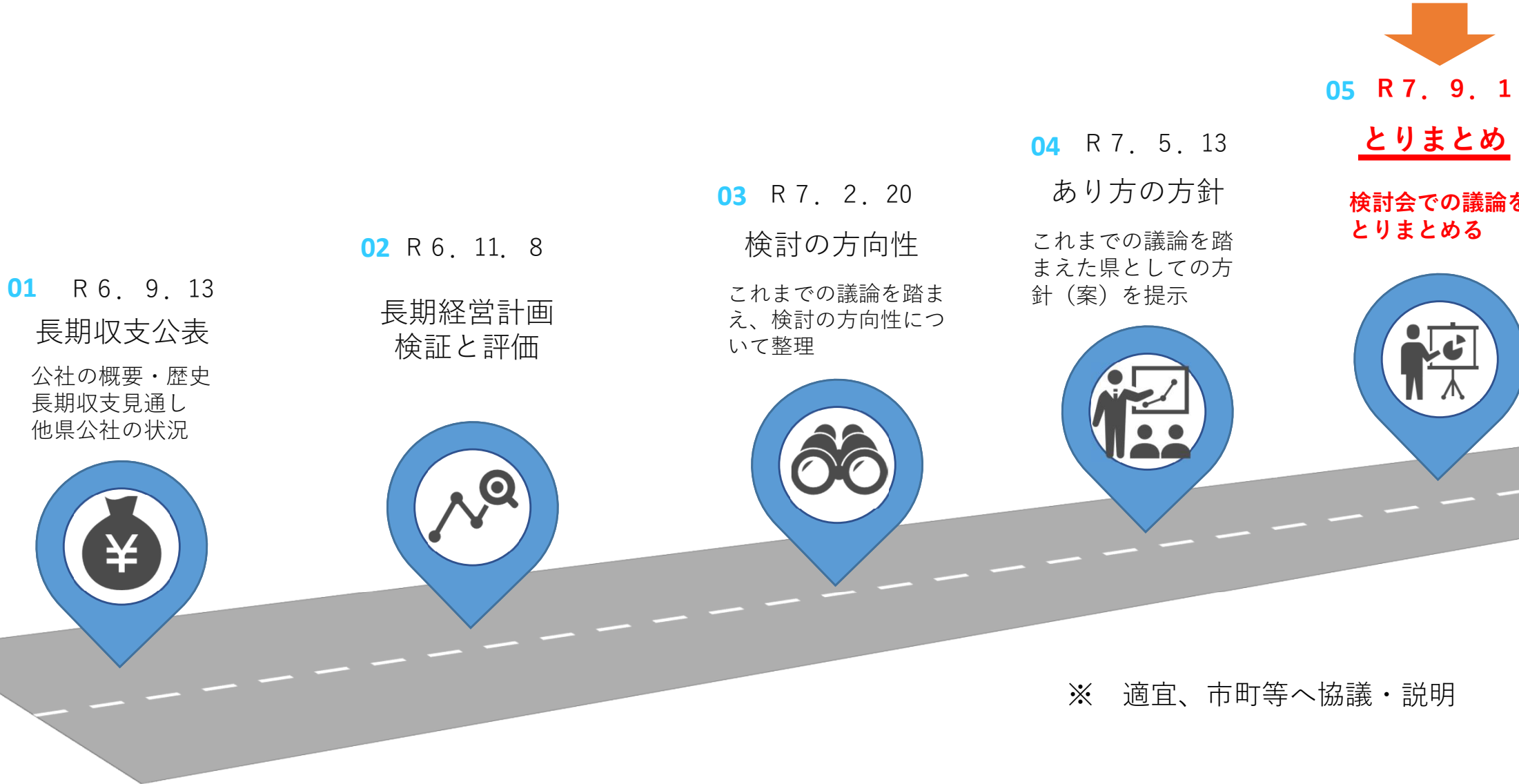
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5回 滋賀県分収造林事業あり方検討会

➤ 検討スケジュール

○ これまでの検討状況を踏まえ、分収造林事業のあり方、公社組織のあり方、公社林整備のあり方について、あり方検討会としての議論をとりまとめる。



※ 適宜、市町等へ協議・説明

これまでの検討状況

第1回

今後の公社の長期収支見通しについて検討

伐採可能材積量の試算



長期収支見通しの試算

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	-

第2回

長期経営計画を検証。経営方針について検討

		外部環境要因	
		【O:機会】	【T:脅威】
内部環境要因	【S:強み】	推進戦略 (強み×機会)	回避戦略 (強み×脅威)
	【W:弱み】	改善戦略 (弱み×機会)	撤退戦略 (弱み×脅威)

【O:機会】

- 森林経営管理制度、環境税と税の創設
- 地球温暖化を背景とした企業の森林への投資意欲の高まり
- 木質バイオマスへの関心の高まり
- 新技術の活用による省力化、低コスト化

【T:脅威】

- 人口問題(少子高齢化)
- 木材価格の低下、事業コストの増大
- 農地林(条件不利地)の存在
- 生育条件による品質低下

【S:強み】

- 森林のもつ公益的機能
- 航空レーザ計測による森林資源情報

【W:弱み】

- 採算性判定による不採算林の増加
- 森林資産の評価減
- 契約更改未済地の存在
- 借入債務の償還財源確保

推進戦略(強み×機会)

- 公益的機能の持続的発揮に配慮した施業のさらなる推進
- 森林価値の積極的説明と理解促進
- J-クレジット創出

回避戦略(強み×脅威)

- 森林資源情報を活用した効率的な整備
- 事業地の実態に則した計画内容への修正

改善戦略(弱み×機会)

- 市町と連携した森林経営管理制度による不採算林のフォローアップの強化
- 企業連携による森林整備
- C材、D材(林地残材)の積極的な生産

撤退戦略(弱み×脅威)

- 長期収支見通しの下方向修正
- 分収造林事業の廃止

第3回

今後の各論点の方向性について検討

	方向性案	概要	
		分収造林事業	公社組織・森林整備
短	案1	短期的に廃止	解散 全契約を解除→所有者責任による管理へ
	案2	短期的に廃止	解散し、県組織に吸収 採算林→森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林→県で公的管理
	案3	分収造林事業：中長期的(5~10年を目途)に収束	採算林→森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林→公社で公的管理
	案4	分収造林事業：中長期的(5~10年を目途)に収束	解散し、県組織に吸収 採算林→森林組合へ施業を引き継ぎ 不採算林→県と市町の広域連携による公的管理
長	案5	分収造林事業：採算林を皆伐再造林後に収束	木材搬出+新たな役割を与え当面存続 不採算林は公社による公的管理を当面継続

第4回

○ これまでの検討状況を踏まえ、分収造林事業あり方検討会としての方針案について検討

- ・分収造林事業：中長期的に収束(各委員で方向性一致)
- ・公社組織：事業収束に合わせ解散(各委員で方向性一致)
- ・公社林整備：県と市町の連携による公的管理(一部委員から反対意見)

各論点のあり方について、検討のとりまとめに向けた議論をお願いしたい

滋賀県分収造林事業あり方検討会
検討のとりまとめ
＜案＞

➤ 滋賀県分収造林事業あり方検討会の概要

1 設置目的

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

2 委員構成(50音順)

会長(◎)は立花委員

氏 名	主 な 役 職	氏 名	主 な 役 職
浅見 宣義	長浜市長	立花 敏 ◎	京都大学 大学院教授
泉 桂子	岩手県立大学教授	土井 裕明	弁護士
北 克憲	公認会計士	新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所代表取締役社長
久保 久良	多賀町長	家森 茂樹	滋賀県森林組合 組合長

3 検討スケジュール

回次	日程	検討内容	回次	日程	検討内容
第 1 回	R6.9.13	長期収支見通し	第 4 回	R7.5.13	あり方の方針 (案)
第 2 回	R6.11.8	長期経営計画の検証と評価	第 5 回	R7.9.1	検討のとりまとめ
第 3 回	R7.2.20	検討の方向性			

（論点1）分収造林事業のあり方

議論の方向性

- 今後、分収造林事業を継続したとしても、最大約20億円程度の債務弁済しかできない収支見通しが明らかになり、特定調停で定めた伐採収益を原資に188億円の債務を弁済するスキームは破綻している。
- 分収造林事業は超長期にわたる契約に基づく事業であり、変動要素が多く、経営リスクも大きい。
- 変動要素を前向きに捉え事業継続するという選択肢もあるが、包括外部監査からの「楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべき」との指摘を踏まえれば、事業のあり方を見直すことが望ましい。
- そのため、これから5～10年程度の期間をかけて、中長期的に分収造林事業を収束させるべき。

包括外部監査指摘事項

指摘事項①

長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおり弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な返済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

(包括外部監査報告書抜粋)

※第1回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

指摘事項②

将来的な債権回収額の大幅な下方修正の必要性

上述した問題点を踏まえて、監査人が長期収支見通しを一部修正した（但し、インフレ率、現状回復費用については、一旦考慮外としている）。修正後の債権回収額（令和5年度以降の弁済見通し）は約18億円～31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引（Jクレジット）の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったポジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見方もは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

(包括外部監査報告書抜粋)

公社経営における変動要素や経営リスク

外部環境要因

公益的機能に対する社会的背景や要請が公社の森林整備事業の大きな動機になる一方で、林業採算性が収益の大きな下振れ要因であるとともに、自然条件が経営資源である森林資産の阻害要因になっている。

<主な要因>

Opportunity: 機会

- ・【政治】森林経営管理制度、環境譲与税の創設
- ・【社会】地球温暖化を背景に森林への関心の高まり
- ・【経済】木質バイオマスへの関心の高まり
- ・【技術】新技術の活用による省力化、低コスト化

Threat: 脅威

- ・【社会】人口問題（少子高齢化）
- ・【経済】林業採算性の低下（木材価格の低下、事業コストの増大）
- ・【自然】奥地林（条件不利地）の存在
- ・【自然】生育条件による品質低下

長期収支見通し

※第1回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	
収支差から分収交付金等を控除				
債務弁済見込額（R6～R51）	16億3,000万円	13億7,000万円	8億4,000万円	174億円
～R5弁済実績		4億5,000万円		14億円
経営期間弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

※第2回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

（論点1）分収造林事業のあり方

長期経営計画

- ・長期経営計画と中期経営改善計画に乖離が出た原因は、滋賀県と造林公社という2団体に分かれ、責任が分離した状態となり、お互いに牽制がかからなかったことが要因。
- ・公社の経営スタイルはいつまでも長く続けるというものではない。長期経営計画がそもそも実現不可能という前提で公社としての経営はやめるという考え方もある。
- ・計画の下方修正をしても事業を継続できるだけの経営力が公社組織に残っているのか。現実的には、長期経営計画は廃止し、公益的機能の持続的発揮に特化した経営をせざるを得ない。

公社での皆伐

- ・採算林事業地で皆伐再造林を行う選択肢があってもいい。
- ・あえて公社林事業地での皆伐をこれまで避けてきたのは、公社林事業地での造林に苦い経験があるからではないのか。
- ・特定調停した際に、下流団体に借金の棒引きをしていただいた背景には、公益的機能がしっかりと守れるという約束があったからだと思うので、滋賀県として、社会や下流団体への説明責任を考えた際に、今一度、皆伐には慎重であるべきではないか。

分収造林契約

- ・採算が採れない事業地は、分収造林契約の目的が果たせないので、契約解除で構わないと思うが、まだ収益が発生する見込みのある事業地をどうするか。事業継続不可能と宣言し、森林を返還することができるのか。極端な話で言えば、公社を破産させてしまえばそれで終わりといえるが、できればもう少し軟着陸を考えたい。
- ・現行の分収造林契約については、今後のためになるのであれば途中でやめても構わないと思う。

事業の方向性

- ・分収造林事業は何らかの形でやめざるを得ない。
- ・全てを行政で抱えることは難しい。まだ収益の見込める森林は積極的に林業事業者へ任せていくべき。
- ・採算林と不採算林を同時に扱うことで、「木を伐って債務を弁済しなければならない」という意識が強く働き、公社に関する色々な判断を歪ませてきた一つの要因ではないか。そのため、今後の役割は環境林に特化していくべき。
- ・採算林と不採算林に区別せず、全て県で買い取って県有林化という選択肢があってもいい。ただし、県が必要なお金を用意できることが条件。

➤ (論点2) 公社林整備のあり方

議論の方向性

- 収益が見込める森林については民間事業者へお任せし、行政の役割は不採算の環境林に特化させていくべきではないか。そのために、今後の方針においては、市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせない。
- 分収造林事業収束後の公社林整備について、公社林を採算林と不採算林に区別した上で、採算林は民間事業者主導による林業経営を行う方向性で委員の意見が一致。
- 不採算林については、県と市町の連携による管理と県単独での管理で意見が分かれた。

県と市町の連携

- ・今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせないため、最終的に公社を存続するにしても、廃止するにしても、それぞれどのような連携をとれる可能性があるのか、市町にも理解や協力が得られるのか、協議が必要。
- ・不採算林を所有者に返還すれば山が荒れてしまう。それを救う手段として市町が森林環境譲与税を使って公的管理をするかどうか。滋賀県の森林が琵琶湖淀川流域の水源涵養に大きく貢献しているという想いを市町も持っているのか。
- ・民有林も含めて、条件の有利な事業地では林業を、条件の悪い事業地では最低限の保育管理や公有林化、針広混交林への移行をできれば、市町が譲与税を使ってやってほしい。
- ・将来にわたり継続的に森林整備を続けていくことを担保するためには、森林経営管理制度をいかに有効に使えるのかが重要。

県単独での管理

- ・市町の専門性やレベル感で奥地水源林を整備するのは難しい。県が主導で行うべき。
- ・水道事業でも広域化が行われているが、結局、各市町の利害が一致せず、足並みがそろわないケースが散見される。森林については、県単独での管理が望ましいのではないか。
- ・山林や、土地、立木の価格の安さを考えれば、土地所有者との交渉に係るコスト、県土全体から見た森林面積割合の低さを勘案し、県有林化あるいは公社有林化によって公的管理森林を増やしていくという考え方はあり得る。
- ・不採算林は県の責任で公益的機能を発揮させていくべきだと思うが、そのためには、県は今後も相当のコストを負担しなければならない。

➤ 公社林整備のあり方（県と市町の議論の状況）

○長浜市長からの提案で、首長会議で公社林整備のあり方について議論を行った。

首長会議での県の説明 ※以下の図表は、全て首長会議資料から抜粋

○分収造林契約の解除後に、何らかの事情により所有者管理が困難となった場合には、森林経営管理法第3条第2項の規定に基づき、原則、市町に整備の責務が伴う。

<関係根拠法令>

琵琶湖の保全および再生に関する法律 第11条
国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

森林経営管理法 第3条第2項
市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<分収造林契約を解除し、公社林が私有林になった場合の森林環境譲与税配分額への影響(試算例)>

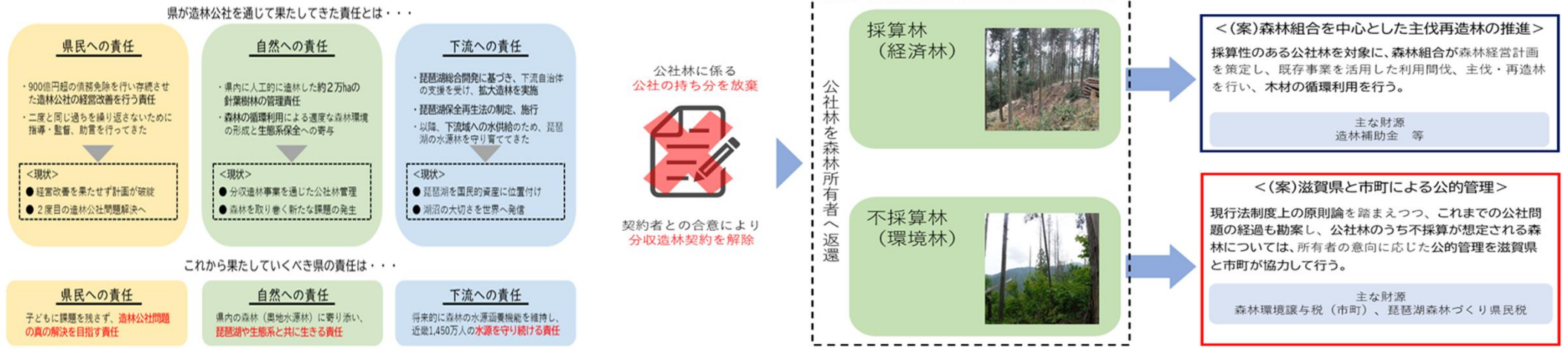
<試算条件>

- ・全国の譲与税総額はR7当初見積額とする。
- ・全国の私有林人工林面積は、滋賀県の造林公社分のみが契約解除により私有林となり増加したものとする。

(単位:千円)

	R7予算ベース 譲与額見込み	契約解除後 譲与額(試算値)	増 減
各市町計	537,006	623,109	+86,103
滋賀県	59,668	69,235	+9,567
合 計	596,674	692,344	+95,670

○公社林のこれまでの経過を踏まえ、県と市町の連携により公的管理を行う方向性としたいが、今後は県の責任や役割を明確化した上で、検討が必要と認識。



○また、市町との議論の過程で「公社問題の解決を通じた県の森林整備」についての意見をいただいたため、県の森林を県民の社会的共通資本と捉え、オール滋賀で、みんなで森林を守るための体制づくりの検討を提案した。

➤ 公社林整備のあり方（県と市町の議論の状況）

- 県全体の森林を守るための体制づくりについては、賛同が得られた。
- 一方で、公社林整備については、「市町財政への影響」、「造林公社に関する県の施策責任」、「公社林への森林経営管理法の適用可否」といった点で、多くの反対意見が出た。
- 滋賀県知事からは、「市町の意見を重く受け止め、方向修正したい」との発言もあった。

<各市町長からの主な意見>

- ・市町財政に大きく影響することで、受け入れがたい
- ・造林公社は県の施策であり、県で責任を取るべき
- ・公社林は天然林を伐採して針葉樹林にした事業地で、不採算になったからといって、公社の森林経営を放棄し、森林経営管理法に基づく市町責任を主張するのはおかしい
- ・市町で用意できる労力には限りがあり、市町で公社林の管理は不可能

<滋賀県知事の発言>

- ・奥地水源林を19市町および県、森林組合、みんなで管理する手法について検討する場の設置についてご協力いただきたい。
- ・公社林についての市町長の意見は重く受け止め、大きくは県の責任を持った形での対応に方向修正したい。

事務局からの提案

こうした議論の状況も踏まえ、検討会のとりまとめにあたり、意見の補充や、検討に必要な論点、今後の方向性への考え方等について、改めて、分収造林事業あり方検討会としての議論をお願いしたい。

➤ (論点3) 債務整理の考え方

議論の方向性

- 事業収束にあたり、再度の債務整理が必要不可欠となる。これまでに林業公社を解散してきた他府県では、「第三セクター等改革推進債」を活用し公社の債務整理を行ってきたが、現在は活用できない。
- そのため、残る債務約182億円のうち滋賀県が保有する債権については、滋賀県が全額を放棄すべき。
- 兵庫県が保有する債権については、過去に行われた債務整理手法との公平性や整合性に配慮しつつ、解決可能なスキームを当事者間の任意協議により、模索すべき。

特定調停

- ・普通の特定調停は、借金が188億円あれば各年度にいくらずつ返すのかを明らかにするもの。しかし、この特定調停は普通とは違い、188億円が完済目標ではあるが、各年度の利益の範囲内で返済する、利益が出なかったら返済できなくても仕方がない、という内容で、毎年決まった額を返済すると約束していない。
- ・滋賀県の債権や兵庫県の債権を誰も債務保証していないので、公社に返せないと言われれば債権者が泣くほかない。

債務整理

- ・最もイメージに近いのは、第三セクター等改革推進債を使った再度の債務圧縮。
- ・特定調停を成立させた時点で将来を見据えた際に希望的観測として見込んだ額が188億円であり、その時点での観測通りにはなっていない。さらに経営環境は悪化していて、誰がどうやっても188億円に見合う伐採収益を出してくることは不可能ではないかと考える。
- ・今後の方向性としては、完全に諦めるのか、弁済可能な額まで債務免除してあげて続けるのかの二択。

➤ (論点4) 公社組織のあり方

議論の方向性

- 公社は、滋賀県の森林行政の発展に大きな功績を残してきたが、今般、再度の債務問題が顕在化。
- 再度の債務整理を行うにあたり、今後の組織のあり方について、**検討会では、解散の方向性で検討を進めてきたが、存続への意見も出ている。**

解散

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・今回の造林公社の経営上の問題が発生したのは、公社のアクセルが暴走して県のブレーキが効かなかったことが要因ではないか。公社の方が意思決定が迅速で柔軟というのは諸刃の剣であり、メリットとデメリットがある。
- ・公社経営を県側でモニタリング、コントロールしきれなかったことが問題。今後も公社組織を残すとなれば将来にまた同じようなことが起こるリスクを残すことになる。
- ・今後の役割を環境林に限定していくのであれば、組織の機動性や柔軟性よりも、安定的な管理や政策決定、環境価値を考え全体を俯瞰した政策判断が必要になる。公益的機能を中心とした新しい森林整備を考えるのであれば、公社を解散し県組織に吸収させるべきではないか。
- ・現状が非常に厳しい状態になっていることを潔く認めて、公社経営は諦めて、その上で、公益的機能を担う組織をキチンと作るという方向性にならざるを得ない。

存続

- ・森林経営管理制度に対する市町の負担がある中で、公社を解散し公社林を所有者にリリースするという考え方が時代の流れに沿っているのか。森林を管理できる公的組織の設置、もしくはそういった役割を公社に与えるかどうかは、今後の重要な視点。
- ・今後の公社の方向性として、収益性のない森林の管理を行う主体となるという方向性はあり得るのではないか。
- ・管理できない、相続できないという事情を抱える土地所有者が非常に多いと思うので、公有林化を進めるための体制を整えていくことが大切。それが県になるのか、公社になるのか、今後、森林審議会で議論されるべき。
- ・債務弁済の見通しが立たないから解散という考え方に違和感。債務弁済見通しが20億円だろうが、12億円だろうが、民間経営に置き換えればどちらも信用性はない。公社の仕事を採算林事業地の皆伐再造林と決めて、終わるまでは解散しないという選択肢があってもいいのではないか。

その他の意見・視点

情報開示

- ・一番の問題は、実際の債務弁済状況が長期経営計画に反映されず、最新の情報が開示されてこなかったこと。実態の弁済状況が計画と乖離することはしょうがないが、その状況が適切に開示され、どんどんまずい状況になっていくことが、早期に県民に知らされるべきだった。

人材育成

- ・誰が伐採するとか、誰が管理するとか、という点が見えていない中で形だけが決まるのは良くない。こういった森林を目指すのか、そのためにこういった体制が必要なのか、その体制構築のためには、こういった人材育成が必要なのか、体系的な検討が必要。

需給構造

- ・木を育て、伐りだす「供給サイド」には国策として多額の支援がある一方で、「需要サイド」は輸入材の影響もあり十分に成熟していないのではないかと。つまり、「供給サイド」が補助によって過大気味になっていて、「需要サイド」やサプライチェーンとのバランスを欠いているのではないかと。

森林所有のあり方

- ・滋賀県の森林の土地の所有をどのように考えていくのか。国有林が少なく私有林が多い、琵琶湖を抱える滋賀県で、所有者の中にも森林を次の世代に引き継ぎたくないと思う方も多いと思う。今後、少子高齢化が進めば、土地の流動化によるモラルハザードの発生が大きく危惧される。公社問題の解決を通して、森林の問題に対して、どのようにアプローチできるのか、検討いただきたい。
- ・森林所有者が気軽に相談できるような施策や体制が整っているのか。お金や技術はもちろん必要だが、例えば、後継ぎがいらないから森林を手放したい方、後の世代に森林を残したくない方から相談があった際に、土地を含めて、森林所有者が途方にくれないような仕組みを考える必要があると思う。

公社林の重要性

- ・造林公社がこれまでに果たしてきた役割は県全体への効果に留まらず森林所有者に対しても非常に大きい。造林公社が造林をしてきたからこそ、県の林業が成長し、今の琵琶湖がある。もしも、県内で災害が起これば50億円以上の被害が出るが、結果的に、これまで県の森林で大規模な被害は生じていない。仮に、188億円を債権放棄することになったとしても、県にとって十分な公共投資だったと理解できる。